

嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の諸本

——「四書房合梓」「千葉久栄堂」など近代浄瑠璃本刊行に関する考察——

神津武男

はじめに

嘉永三年（一八五〇）板『浄瑠璃外題目録』は、江戸時代の末、大坂の浄瑠璃本の板元らが商品として板木を現有した書名の一覧、いわゆる大坂の浄瑠璃本屋の商品カタログである。

商品とは浄瑠璃本の、抜き本である。浄瑠璃本の一作は多く、日の出から日の入りまで、半日の上演時間を要する。その一作全体の本文を収めた本を、通し本（いわゆる丸本）と呼ぶ。これに対し、一幕、一場面の本文を抜き出した本を、抜き本（いわゆる稽古本）と呼ぶ。たとえば寛延元年（一七四八）初演『仮名手本忠臣蔵』ならば全十一段から構成され、通し本一冊に対し、抜き本は十一段分、すなわち十一冊となる。¹⁾

しかし『仮名手本忠臣蔵』を除けば全段が抜き本化されることはなく、ほとんどは有名な場面（切場もしくは立端場）に限られる。どの作品の、どの場面が抜き本として刊行されているのか。その検索の用に供する目的で編纂・刊行されたものが、浄瑠璃本の外題目録の各書である。

嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』は、江戸時代の刊行としては最後のもので、長友千代治氏著『近世・上方／浄瑠璃本出版の研究』（東京堂出版、一九九九年）に写真として紹介され、よく知られた資料である。筆者もこれまで幾度か論及しているが、最近になって気付いた点がある。それは副題に示す、「四書房合梓」の実体、および近代の浄瑠璃本（抜き本）の代表的な板元のひとつ「千葉久栄堂」の活動に関して、である。本稿において私見を述べたい。

また板木の異同によって十種に分類される諸本については、その関係を十分に把握してきたとはいえない。論述の都合上、当該本の原初の姿を米国議会図書館本で代表させ、21頁以下に写真として示しながら、諸本の関係について整理しておきたい。

なお冒頭に、米国議会図書館をはじめ、石川県立図書館、国立文楽劇場、国立歴史民俗博物館へ、所蔵資料の写真掲載を御許可いただきました旨を記して、御礼申し上げます。

一、嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の諸本の先後関係

筆者が現在実見している七十二点について、板木の異同によって十種に分類したものが12頁のリスト、表3である。

横本一冊で、大きさはいずれも縦十一糎、横十六糎前後である。表紙の意匠（色や空摺の紋様の有無・異同）や、題簽の貼付位置（中央か左肩か）の違いを加えればさらに細分しなければならないが、大きく傾向を捉えるため、板木の異同のほかは外題（題簽の書名）の違いのみを採用した。

十種の異同は、埋木による所収曲名の追加や、板木の加除による丁数の増減により生じたものである。以下、諸本の先後について説明するにあたり、もつとも丁数の多いI種を例として、その編成内容を確認したい。

次頁上の表1を参照されたい。表1では八つの部分について、内容の詳細を原本の標題に拠って、また収載箇所をその丁付を以て示したものである。

表1

部分	標題	丁付(板心)
①	七行通シ本目録	「〇丸上」～「〇丸上」オ
②	〇五行大本之部	「〇丸上」～「十五」ウ
③前	五行床本目録 〇竹本之部	「〇五」～「〇五」ウ 「〇五」～「〇五」ウ
③後	豊竹之部	「〇五」～「十三」ウ 「〇五」～「十三」ウ
④	新作五行床本目録	「〇五」～「廿二」ウ 「〇五」～「廿二」ウ
⑤	是より四行床本目録	「〇五」～「廿三」ウ 「〇五」～「廿三」ウ
⑥	五行道行景事ふし事	「〇五」～「廿五」ウ 「〇五」～「廿五」ウ
⑦	是よりおどけ浄瑠璃座	「〇五」～「廿八」ウ 「〇五」～「廿八」ウ

また右下の表2は、諸本の奥付六種について、板元名とその組み合わせを一覧するために作成した。なお表2の番号は、表3の「奥付」欄の数字と対応している。

当該書は大きく、

「七行通シ本」(部分①)

「五行」抜き本(②・③前・③後・④)

「四行」抜き本(⑤)

「五行」抜き本ながら特殊な内容(⑥・⑦)

の四つから編成されている。

一見して明らかなのは、丁付の題を、前半(①・②)が「丸上」と記し、後半(③～⑦)が「五」と記すこと、すなわち前後に一貫しない点である。これは、前半と後半の板木作成の過程が同一でなかったことを端的に示している(仮に同一であったならば、後半には「五下」などあるべきだろう)。

嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の題籤には、角書を「通本・抜本」と記すもの(37頁写真51参照)と、「五行・四行」と記すもの(21頁写真1参照)の二種がある。長友氏は前掲書の注記に「前者から後者に移るよう」と述べられた

表2

奥付	板元名
1	近江屋善兵衛・本屋清七・綿屋喜兵衛・佐々井治郎右工門・加島屋清助
2	近江屋善兵衛・本屋清七・綿屋喜兵衛・ [空白] ・加島屋清助
3	近江屋善兵衛・本屋清七・綿屋喜兵衛・ 竹中清助 ・加島屋清助
4	[空白] ・本屋清七・綿屋喜兵衛・ 竹中清助 ・加島屋清助
5	加島屋竹中清助(従来の板木に埋木したもの)
6	加島屋竹中清助(従来の板木を用いず、全面に大書したもの)

が、諸本Aの題籤(の残るもの)はすべて「五行・四行」であり、諸本Cに初めて「通本・抜本」が確認されることから(表3「題籤」欄参照)、原初の外題は、「五行・四行」であったと考える。

そもそも諸本A・Bの段階では、当該書は部分③以下の抜き本の目録であって、部分①の通し本の目録部分を持たなかった。内容面からみても「五行・四行」を原初の外題と判断してよからうと思う。

通し本目録を持たない諸本AとBの先後は、部分③前の最終「十二」丁裏の埋木の有無によって判断した。八行目「同 同切 揚やノ段」で終わるA(25頁写真14参照)を先、その空白部分に九行目「四谷怪談 伊右エ門ノ内」以下の四行を埋木したB(37頁写真49参照)を後とみる。

続く修訂は、巻頭の「七行通シ本目録」十五丁(31頁以下写真33～48参照)の追加である。諸本Cは、巻頭十五丁以外は、諸本Bと同じであるので、諸本Bを先、諸本Cを後と判断した。なお諸本Cには、題籤に二種がある。先行するAに同じ「五行・四行」を先、修訂の実際に伴い「通本・抜本」と記したものを後、かとは一応は考えられる。しかし巻頭「七行通シ本目録」追加後の、諸本D・F・Gにおいても、「五行・四行」をもつ本がみられることからすると、ふたつの外題は両用されていたと捉えるべきだろう。

諸本CとDの先後は、奥付の異同で判断した。奥付の板元名は、諸本AからCでは、奥付1の五軒であった(31頁写真31参照)が、諸本Dでは四軒目の

「佐々井治郎右工門」を削除して、空白としている（37頁写真50参照）。これは当該部分の板木を削ったものと判断される。この改修によって、諸本Cを先、Dを後とみる。

諸本DとEの先後は、部分④「新作五行床本目録」の有無によって判断した。部分④は、部分③後の最終「廿二丁裏の空白部分（28頁写真24参照）」に埋木することに加えられたものである（38頁写真53参照。ただし写真はF本）。先行する諸本AからCに同じく空白であるDを先、埋木により修訂したEを後とみる。また奥付にも変動があり、諸本Dの奥付2（37頁写真50参照）では空白であった四軒目に、諸本Eの奥付3（38頁写真54参照）は「竹中清助」を埋木により追加している。

諸本EとFの先後は、右と同様に部分④「新作五行床本目録」の異同と、巻頭通し本目録末の部分②の有無によって判断した。部分④は、諸本Eでは八行目「伊勢音頭 十人伐ノ段」までの七題を掲げたが、諸本Fは九行目に「三十三所 沢市内の段」を埋木して追加している（38頁写真53参照。これにより諸本Eを先、Fを後と判断する。加えて部分②は、従来空白であった「丸上」「十五丁裏にやはり埋木により新設・追加されたものである（38頁写真52参照）。

諸本FとGの先後は、右と同様に部分②と部分④の異同によって判断した。諸本Gでは、部分②では九行目「廿四孝 四段目 十種香段」以下四行（39頁写真55参照、部分④では、十行目「忠臣蔵 赤垣出立の段」以下二行（長友氏前掲書465頁下の写真参照）、をそれぞれ追加したものである。さらに諸本Gは奥付についても、奥付3（諸本E以来）の五軒から、一軒目の「近江屋善兵衛」を削って空白とし、四軒へと改めている（長友氏前掲書473頁写真参照）。これらの修訂により、諸本Fを先、Gを後と判断する。

諸本GとHの先後は、部分④と奥付の異同によって判断した。諸本Hは、部分④に十二行目「七福神 宝入船の段」を追加したものであるが、この追加は、諸本Gの十行目・十一行目を残し、十二行目一行を加えたのではなく、諸本Gの埋木を除き、十行目以下三行分をひとコマとして埋木し直したものである（39頁写真56参照）。また諸本Hの奥付は、諸本Gの四軒すべてを削っ

て（ただし匡郭を残し）、「版元 大阪市東区唐物町四丁目三番屋敷 加島屋竹中清助」と埋木により改めたものである。なお竹中の住所表記は、奥付3・4の「唐物町心齋橋通東工入」と同じ地所であるので、竹中の移転などを契機としたものでなく、他の板元を除外することにあつたのだと考えられる。

諸本HとIの先後は、部分④の異同によって判断した。部分④は諸本Eでの埋木による追加以来、「廿二丁裏の一頁の中での追加・改変にとどまっていたのであるが、諸本Iでは「又ノ廿二丁の新設・追加に進んだ（40頁写真58・59参照）。「又ノ廿二丁」を持たない諸本Hを先、Iを後と判断した。

諸本IとJの先後は、部分④・奥付の異同と部分⑤の有無によって判断した。諸本Jでは、諸本Iで追加された部分④の「又ノ廿二丁」を引き継ぐとともに、部分⑤の「四行床本目録」二丁を除いている（40頁写真60参照）。また奥付も従来の板木を利用して奥付5を用いず、全面に「版元 大坂唐物町四丁目 加島屋竹中清助」と記している（41頁写真61参照）。また諸本Jは従来一冊本であつた当該書を、通し本目録（部分①②）を上巻、抜き本目録（部分③④⑦。ただし⑤を除く）を下巻、の二分冊本としたものである。

なお諸本IとJの間では、埋木などの部分的な修訂は行われず、板木の抜き取りによる異同であるため、その前後を捉え難い。しかし諸本IをJの後に考えないのは、仮にJが先、Iを後としたならば、一旦二分冊し、部分⑤を除き、奥付を改めたあとで、再び一冊本として、一度は除いた部分⑤を加え、また新規に開いた奥付6の板を捨て、一度は使用をやめた旧の奥付5を再使用したと考えることになるから。このような不自然な順序よりも、前述のように、一冊本段階で「四行床本目録」の削除（諸本I）、そののち上下二分冊化（諸本J）したものとするのが自然であろうと考える。

以上をまとめると、嘉永三年に開板された『浄瑠璃外題目録』は、外題の角書「五行・四行」に明示したように、五行本（部分③④⑥⑦）と四行本（部分⑤）から成るものであつた（諸本A・B）。これに巻頭に通し本の目録が添えられ、のちに外題の角書に「通本・抜本」と示すものも刊行されるようになる（諸本C）。所収曲目の追加・板元の変化に伴い修訂が行なわれ（諸本D・G）、最終的にすべての板木（出板する権利）が竹中一軒に集約されるに

表3・嘉永三年板浄瑠璃外題目録の諸本異同表

D		C		B	A	諸本
アリ	ナシ	アリ	ナシ	ナシ	ナシ	卷頭「七行通シ本目録」の有無 「〇五行大」 「十二丁裏の追加四行の有無」と異同
ナシ	アリ	ナシ	アリ	ナシ	ナシ	「新作五行床本目録」の有無と異同
2	1	1	1	1	1	奥付
通本	五行	通本	五行	欠	五行	題簽 所蔵機関（請求番号）
大阪府立中之島図書館（子374）、園田学園女子大学近松研究所（102-5）	東北大学附属図書館（狩野文庫4-13133）、国立歴史民俗博物館（H-0604-35）、鶴見大学図書館（912.4-1）	長友千代治氏、近石泰秋氏旧蔵	東北大学附属図書館（狩野文庫4-13135）、天理大学附属天理図書館（911.7-0429-②）、人形浄瑠璃因協会（網造-0741）	港区立港郷土資料館（矢崎家B4010）	栃木県立図書館（黒崎文庫-K912-3）、慶応義塾図書館（137-80-1）、国立国会図書館（198-289、774-G56）、東京大学総合図書館（E28-196）、東京大学文学部国文学研究室（近世23-203）、東京都立中央図書館（加賀文庫-5552）、東京史料-5668-15、東京史料-5668-51）、東洋文庫（岩崎文庫VII-2-1-a-5）、早稲田大学演劇博物館（09-0040）、名古屋博物館（和装本：1-112）、石水博物館（161-027）、京都府立総合資料館（和851-001）、佛教大学図書館（国書-823）、天理大学附属天理図書館（911.7-0429、911.7-0787、911.7-0787-②）、911.7-0787-③、911.7-0787-④）、大阪府立中之島図書館（015-210）、国立民族学博物館（日本912.4-7キ）、甲南女子大学図書館（細川景正文庫-56）、神戸女子大学図書館（森修文庫-5-3-1-02）、白鹿記念酒造博物館（うた466）、沖縄県立芸術大学図書館（01314）、ケンブリッジ大学図書館（EJ-713-02）、米国議公図書館（HN:218-OJ911.8-18）、豊竹呂勢大夫氏2冊	

一、嘉永三年板「浄瑠璃外題目録」の諸本の一覧である。
 一、目録部分の異同に拠って、AからJの十種に分類し、さらに奥付・題簽の異同によって細分した。
 一、リストでは、「諸本」「卷頭」「七行通シ本目録」の有無、「〇五行大本之部」の有無と異同、「十二丁裏の追加四行の有無」「新作五行床本目録」の有無と異同を記した。
 一、「題簽」「所蔵機関（請求番号）」欄を設けた。
 一、「諸本」欄は、目録部分の異同に拠って分類した十種をAからJのアルファベットで示した。
 一、「卷頭」「七行通シ本目録」の有無は、当該目録の有無を有の場合「アリ」、無の場合「ナシ」と記した。
 一、「〇五行大本之部」の有無と異同は、板心「丸上十五」丁裏の当該目録の有無を、無の場合「ナシ」、有の場合は、最終の行数と記載情報を記した。
 一、「十二丁裏の追加」欄は、板心「五十二」丁裏に「四谷怪談」以下四行の埋木による追加の有無を有の場合「アリ」、無の場合「ナシ」と記した。
 一、「新作五行床本目録」の有無と異同は、板心「五十二」丁裏の当該目録と、および後統の板木について、異同を示す。まづ当該目録の有無を、無の場合「ナシ」、有の場合は、最終の行数と記載情報を記した。また後統する板木に異同のある場合は、その内容を記した。
 一、「奥付」欄は、板元・板木の異同によって区分した奥付番号（表2参照）を記した。
 一、「題簽」欄は、題簽の角書に「五行・四行」とある場合「五行」、「通本・抜本」とある場合「通本」と記した。外題はいずれも「浄瑠璃外題目録」とある。
 一、「所蔵機関（請求番号）」欄には、所蔵機関名を掲げ、（ ）内に請求番号を記した。21頁以下に写真で紹介する分はゴチックとした。

E	アリ	ナシ	アリ	八行目「伊勢音頭」まで	3	通本	白鹿記念酒造博物館(うたよ65)
F	アリ	八行目「兜軍記三ノ口」まで	アリ	九行目「三十三所」まで	3	五行	慶応義塾図書館(215-333-1)、東京大学教養学部国文・漢文学部会(013-5黒木文庫)、東京都立中央図書館(東京誌料-668-16)、早稲田大学演劇博物館(03-0003)、京都府立総合資料館(和851-002)、同志社大学今出川図書館(028-912-9481)、関西大学図書館(R09117-G1-1)、神戸女子大学図書館(森修文庫-五-3-1-03)、九州大学附属図書館(553-シ-2)、カリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館(5911.04/1262)
G	アリ	十二行目「太功記十冊目」まで	アリ	十一行目「佐倉曙」まで	4	五行	国立歴史民俗博物館(水木家・刊本よ67)、東洋文庫(岩崎文庫VII-2745)、宮本記念財団 大阪府立中之島図書館(朝日013-2)、合志市歴史資料館(蟻鶴文庫-4-003)
H	アリ	同右	アリ	十二行目「七福神」まで	5	通本	国立文楽劇場(=D1-2)、神戸女子大学図書館(森修文庫-五-3-1-05)
I	アリ	同右	アリ	右に「又ノ廿二」丁を追加	5	通本	石川県立図書館(李花亭文庫850-14)、後藤静夫氏
J	アリ	同右	アリ	「又ノ廿二」丁追加アリ、続く廿三・廿四丁を除く	6	ナシ	【上巻】東京大学駒場図書館(090-170木谷文庫)、天理大学附属天理図書館(9117-1-293)、京都光華女子大学図書館製本1冊・未製本2冊、大阪府立中之島図書館(朝日013-1-1)、玄忠寺荒木又右衛門遺品館(番外) 【下巻】京都光華女子大学図書館2冊、大阪府立中之島図書館(朝日013-1-2)、国立文楽劇場(=D1-3)、豊竹呂勢大夫氏

至り(諸本H)、五行本での新板が進み(諸本I)、のち四行本の出版は止んだ(諸本J)、と概説できるように思われる。

二、嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の諸本の刊行時期

拙稿「最後の浄瑠璃本板元・加島屋竹中清助」に示したように、竹中清助は明治十六年(一八八三)三月に大坂の本屋仲間に加わったことから、このころの創業と考えられる。すると竹中の加入した奥付3(諸本E)を、明治十六年以後の刊行と推定できる。

加島清助の廃業は明治十八年六月である。竹中と加島の二軒の加島屋が同

時に存在した期間は、明治十六年三月(竹中の創業)から十八年六月(加島の廃業)までの、最大二年三ヶ月の間に限られる。すると両者の名が並ぶ奥付3・4は、明治十七年(一八八四)を中心とした一年八ヶ月間のもので推定できようか。

また板元が竹中一軒となる奥付5は、竹中がその他の板元の板木・出版権を買収し終えた以後のものと考えられよう。天理図書館に所蔵される竹中家資料に拠れば、竹中は奥付1の板元の板木を明治三十一年(一八九八)までに買い占めることとなる。買収の相手、その年月を次頁にまとめた。奥付5は明治三十一年ごろと推定できようか。

買収年月 買収の相手 (旧蔵者)

明治十八年十一月 佐々井久兵衛 (佐々井治郎右衛門)

明治十九年十月 加島清助

明治二十四年十月 樋口三郎兵衛 (加島清助)

明治二十七年二月 綿屋喜兵衛

明治二十七年三月 松本武千代 (綿屋喜兵衛)

明治三十一年 本屋清七

奥付6は竹中の住所を「唐物町四丁目」として、奥付5の「三番屋敷」を記さないのであるが、これは同町内「二十八番」への移転と関係した処理であつたようである。竹中板の五行本には、四丁目三番屋敷と記すものと、四丁目までとするものがある。

「四丁目三番屋敷」の住所表記で最も遅いものは、奥付に「大正七年八月廿五日印刷・全七年九月二日発行」と掲げた縮刷本「浄瑠璃 佐和利集」天人三巻(松茂町歴史民俗資料館・中西仁智雄氏旧蔵ゆゑ)である。対して「四丁目」表記のものは、従来の板本から「三番屋敷」を削るので明治期の年月も併存するのだが、大正七年以後に絞り込んでみると、奥付に「大正十一年十月三日印刷・大正十一年十月七日発行」と掲げた、内題「花雲佐倉曙 舅儀作切腹の段」五行、終丁丁付「宗五郎内五十二ノ三」了」丁本(淡路人形浄瑠璃館)が早いようである。前掲「最後の浄瑠璃本板元・加島屋竹中清助」では、竹中家の伝承によつて四丁目三番屋敷から同二十八番への移転時期を「大正の末」としたが、右の二例によつて、大正七年(一九一八)八月以降、大正十一年(一九二二)十月以前、と捉え直したい。

奥付6・諸本Jの刊行は、竹中の二十八番への移転後、すなわち大正七年以後の刊行であろう。

ただし奥付2(諸本D)の佐々井治郎右衛門の削除を、佐々井の後継・佐々井久兵衛の板本譲渡と見做すと、奥付3を竹中の創業と見做した右の推定と矛盾する。また奥付4(諸本G)の近江屋善兵衛は、廃業も板本譲渡時期も不明である。奥付2・奥付4の板元削除がいつの何を契機としたものであるかが特定できない。

以上をまとめると、嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の諸本は、嘉永三年(一八五〇)の開板(諸本I)ののち、明治十六年(一八八三)の竹中清助の創業(諸本3)、そして明治三十一年(一八九八)の竹中による江戸時代以来の板元たちの板本の買収(諸本H)を経て、大正期(一九二二)の竹中の移転(諸本J)以後まで、改修を重ね、増摺を続けたものと知られた。

竹中清助は廃業し、昭和十年(一九三五)に天理図書館へ通し本の板木を売却するに際して、加島清助を経て伝来した板木に関わる資料類に加えて、諸本J(上巻のみ)の一冊を添えている。またその後の竹中家に残存し、近年京都光華女子大学へ寄贈された資料中には、天理図書館本と団体裁の上巻一点のほか、下巻二冊、そして未製本の上巻二冊があつた。竹中板の『浄瑠璃外題目録』(諸本J)は、昭和十年の板木売却の直前まで行なわれていたものと思われる。

なお竹中の抜き本の板木は、出入りの製本屋・秀平郡太に引き継がれたが、秀平板の『浄瑠璃外題目録』を見ない。秀平の住所地「大阪市南区鰻谷中之丁三一番地」(大阪音楽大学音楽博物館・二世鶴沢清八文庫)も内題「浦里・時次郎/明烏六花曙 添削榮亭荳郷」五行本)は、竹中清助と異なるので、諸本6の奥付では代用できない。秀平は、『浄瑠璃外題目録』を後摺しなかつたのだらう。

ただし秀平郡太はその商品カタログを発行しなかつた訳ではなく、竹中清助が行なっていたように、抜き本の前表紙見返しに広告(右の五行本では「仙花紙特別大判三度摺朱章入床本」)を掲げている。

嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』は、慶応四年・明治元年(一八六八)まで十八年、明治・大正期に続いて昭和十年まで、近代に六十七年。八十五年の刊行時期中その八割近い年数を、近代に保った。近世・近代を通じての浄瑠璃本の需要の大きさ、息の長さを物語る資料であると指摘しておきたい。

三、「四書房合梓」「千葉久栄堂」について

嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の諸本につき筆者が新たに気づいた点とは、「四書房合梓」の実体と、「千葉久栄堂」の活動について、である。

千葉久栄堂とは、近代大阪の浄瑠璃本板元のひとり、前表紙に「豊竹君太夫筆」と掲げた一連のシリーズの板元として知られている（はずである）。その代表的な商品に、巻頭に「明治四十一年冬 撰津大掾」の序文一丁を掲げ、また後ろ表紙に「鸚鵡会発行」「訂正朱入五行・懐中浄瑠璃稽古本目録」という広告を載せた、抜き本の縮刷本がある。「鸚鵡会」縮刷本の筆者が、その奥付に「編集兼書者堺市仲之町中浜豊竹君太夫」とみえる、四代目豊竹君太夫である。

君太夫に筆を執らせた新シリーズは、竹本撰津大掾の序文の年記に示されたように明治の末に行なわれ始め、大正から昭和期に盛んに作られたものと見做される。しかし千葉久栄堂には君太夫本を生み出す以前があり、それは加島清助板もしくは「四書房合梓」板の覆刻板を刊行した、近世期の感覚でいえば偽板、現代的に言えば海賊版の板元であったのだと気付いたのである。

竹中清助や千葉久栄堂が大正・昭和期に刊行した抜き本は、洋紙の厚紙の表紙（前後）を備え、金属の針でホツキス様に綴じた体裁である。江戸時代の抜き本は無表紙が原則で、いわゆる共紙表紙、本文の料紙と同紙質の一枚を仮に表紙と見立てて、本文の前に置き、紙縫りで綴じただけのもの、である。近世の無表紙と、近代の洋紙厚紙という二つの体裁の間の一時期、奥付を備える目的から、共紙の後ろ表紙を添えたものが行なわれた。

筆者は、前後に共紙表紙を備えた本を加島清助板には確認しておらず、竹中清助板で確認している。これから上限を竹中の創業・明治十六年とし、下限は、奥付に「明治四十四年六月廿四日印刷・明治四十四年七月一日発行」と記した、内題「卅三間堂棟由来 三の切」五行、終丁丁付「棟由来五十」丁本（南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館・新見文庫05007）に拠って、明治中・後期の様式と考えている。

竹中板の例からは明治中・後期の体裁と判断できるところの、前後に共紙表紙を備えた抜き本について概観してみると、巻末に掲げられた刊行年月日が明治十年代に集中することに気付いた。この点を明らかにするため、表4を作成した。同表は、抜き本（共紙表紙）の内、巻末に刊行年月日を掲げるものの中から、明治十年代の年月日を含むものの一覧である。ただし点数が

多いため、巻末の、板元表記と年月日の異同によって絞り込み、典拠資料としては一点を掲げるに留めた。また明治一桁の年記をもつ本を筆者は確認していない。明治十年代の年記を含まず、明治二十年以降の年記のみを掲げたものは表4中に補1・補2として示した二例のほかは、竹中板（と後継の秀平板）に限られる。繰り返し返すと、抜き本（共紙表紙）であつて、巻末に年記を掲げるもののほとんどが、明治十年代の年月日を示しているのである。筆者は以前、表4のNo.9・10の上田屋板、No.12・13の原田版、No.14の島村版について、大坂の加島清助が「明治十七年（一八八四）ごろには資金繰りに窮していた」と考えられることを根拠として、

東京板の五行本の掲げた年記は、加島の廃業直前のものである。あるいは加島清助から正式に出板権を得たものであったとも考えられる。と指摘した。

表4の刊行年を年次順に並べ替えてみる（二字下げで示すもの）。さらに前頁に示した竹中清助による板木買取年月を、四字下げ・小字で加える。

明治十三年七月廿六日（表4のNo.1、6・7・8）	東京
明治十四年（表4のNo.3・4・5）	東京
明治十五年（表4のNo.15・16、21・22）	名古屋・岡山
明治十六年（表4のNo.9・10・11、18・19・20）	東京・大阪
明治十七年（表4のNo.12・13）	東京
明治十八年（表4のNo.14、16）	東京・名古屋
明治十八年十一月 佐々井久兵衛（佐々井治郎右衛門）	
明治十九年（表4のNo.17）	金沢
明治十九年十月 加島清助	
明治廿四年（表4の補2）	姫路
明治二十四年十月 樋口三郎兵衛（加島清助）	
明治二十七年二月 綿屋喜兵衛	
明治二十七年三月 松本武千代（綿屋喜兵衛）	
明治卅一年（表4の補1）	東京
明治三十一年 本屋清七	

表4・抜き本の巻末刊行年月日（明治十年代）の一覧

- 一、抜き本（共紙表紙）の内、巻末に掲げられた刊行年月日（明治十年代）の一覧である。
- なお対象範囲を外れるが参考のため、No.「補1」「補2」を加えている。
- 一、巻末の、板元表記と年月日の異同に拠って分類した。
- 一、リストでは、「所在」「巻末板元表記」「No.」「巻末記載年月日」「典拠資料」欄を設けた。
- 一、「所在」欄は、板元の所在都市名を示した。
- 一、「巻末板元表記」欄は、奥付ないしは終丁裏に掲げられた板元の住所・名称などを原本の表記のまま記した。
- また参考のため、前表紙に示された板元名を※のあとに略称を用い注記した。
- 一、「No.」欄は、論文中に引用する便りとするため、「巻末板元表記」「巻末記載年月日」の組み合わせにより、通し番号を与えた。
- 一、「巻末記載年月日」欄は、奥付ないしは終丁裏に掲げられた年月日を原本の表記のまま記した。
- 一、「典拠資料」欄は、「巻末板元表記」「巻末記載年月日」の情報を得た資料につき、その所蔵機関名・請求番号・資料名（内題を採用）を記した。

所在	巻末板元表記	No.	巻末記載年月日	典拠資料
東京	翻刻人 東京馬喰町二丁目一番地木村文二郎版 ※前表紙は「加清」	1	明治十三年七月廿六日御届	埼玉県立文書館・児玉川鍋文書0260「伊賀越道中双六 沼津ノ段口」
		2	明治十三年十二月廿一日御届 ・同十四年出版	菊川市立図書館・松下家文書0562「一谷嫩軍記 三の切」
		3	明治十四年四月十一日御届	菊川市立図書館・松下家文書0404「妹背山婦女庭訓 四の切」
		4	明治十四年六月廿五日御届	埼玉県立文書館・浅見家文書1796「姫山姥 弐の切」
		5	明治十四年十一月廿四日御届	秋田県公文書館・根雄01「妹背山婦女庭訓 四段目の中」
		6	明治十三年七月廿六日御届	大阪音楽大学音楽博物館・二世鶴沢清八文庫0871「艶容女舞衣 下の巻の切」
		7	明治十三年七月廿六日御届 ・明治廿年四月四日求版御届	檜枝岐村歴史民俗資料館・歌舞伎台本・資料117「ひらかな盛衰記 弐の切」
		8	明治十三年七月廿六日御届 ・同三十六年三月三十日求板	高岡市立中央図書館・768-04-103「芦屋道満大内鑑 四の口」
		9	明治十六年七月三日翻刻御届	葛生伝承館・牧歌舞伎資料23「傾城阿波の鳴門 八段目」
		10	明治十六年十一月十二日翻刻御届	名古屋博物館・和き015「恋娘昔八丈 鈴が森の段」
		11	明治十六年十一月十二日翻刻御届	檜枝岐村歴史民俗資料館・歌舞伎台本・資料118「妹背山婦女庭訓 四の口」

※前表紙は「高橋書店」

姫路	原出版者 大阪市南区心齋橋二丁目九番地 玉置清七・印刷兼発行者 兵庫県姫路市 北条口八十一番地中塚龍次郎・売捌所 大阪市東区唐物町四丁目三番地竹中清助 ※前表紙は「本清」	2 補	明治廿四年二月十三日印刷竣功・ 全年二月十四日翻刻出版	神山町郷土資料館・岩丸家資料「八陣守護城 八冊目の切」
岡山	出版人 大阪府平民加島清助土佐堀裏 町・翻刻人 岡山県平民世良田益太郎備 前国岡山区紙屋町百八十番屋敷・全 阿 部勝忠同国同区西大寺町百九番屋敷 ※前表紙は「加清」	21	明治十五年四月十日翻刻御届・全 年月出版	神山町郷土資料館・影山家資料「仮名手本忠臣蔵 第十一」
	出版人 大阪府平民佐々井久兵衛西區江 戸堀北通二丁目十七番地・翻刻人 岡山 県平民世良田益太郎備前国岡山区紙屋町 百八十番屋敷・全 同阿部勝忠同国同区 西大寺町百九番屋敷 ※前表紙は「四書房」	22	明治十五年四月十日翻刻御届・全 年月出版	神津「木下蔭狭間合戦 九の巻」

明治三十一年の事例（補1と本屋清七から板木買収）は月日が不明であるため
確証を得ないが、その他の事例は、竹中による板木買収の前に行なわれたと
表現して良いのではないだろうか。

最も特徴的なのはNo.16の明治十八年の事例で、同年十一月の竹中による
佐々井治郎右衛門旧蔵板木の買収の直前、名古屋の鍋屋長三郎は七月に、正
しく佐々井治郎右衛門板（前表紙「大阪佐々井治郎右工門・同堂島中三丁目榎並屋
久蔵」）を覆刻している。これを偶然とみるべきではあるまい。

問題は加島清助に限らず、いずれは竹中へ板木を売り渡す大坂の板元たち
には加島清助同様の経営状況があったとして、これらが出版権を売り渡し、
また竹中は板木の買収に努めた、と捉え直すべきではないかと考えるのであ
る。そして東京・名古屋・岡山・金沢・姫路に起こった近代の抜き本刊行の
波の、そのひとつとして大阪の千葉久栄堂を位置付けることが出来るのでは
ないか、と思うのである。

表4に掲げる板元らの出版物の多くは覆刻によるものの、大坂板の抜き
本の「重板」である。これらの重板本が、竹中による江戸時代以来の板元た
ちの板木買収以前の時点を刊記として掲げるのは、然るべき商取引によつて
得た出版権に基づいたのであつて、重板（違法な出版）ではないという言い訳を
用意したものと解釈する。

ただし重板を違法と見做すところの「板株」（板木の所有が、すなわち出版権
の保有である）という観念は、その取締り主体であった「本屋仲間」による自
治（既得権の保護）が裏付けとして必要である。そのため明治政府の株仲間解
散令以後にも存続し得たとは考え難い。明治政府下における、木板本の本屋
たちの権利・商慣行について大方の御教示を願いたい。

筆者自身が、江戸時代の本屋仲間の意識に留まるよう汗顔の至りである
が敢えて推定を試みるならば、いわば株仲間（本屋仲間）崩壊以後において
木板本の本屋たちが自分たちの権利を守るため、ともども明治に創業の板元
である（と考えられる）にも関わらず前代以来の手法に頼つて、竹中は「板株」

の買占めに走り、その他は竹中の前代の板木所有者からの流出を匂わせることよって、やはり「板株」への繋がりを示したものと考えるのである。

次に、「四書房合梓」の実体について。

筆者は従来、前表紙右下の板元を記すべき位置に記された「四書房合梓」を、千葉久栄堂板で見慣れていたことから、同店が掲げる実体のない架空名義であると考えていた。しかし表4のNo.22にも「四書房合梓」を掲げた例もあり、これは大坂板として行なわれていて、千葉久栄堂や岡山の世良田が忠実に（安直に）覆刻したものかと思いついた。すると「四書房合梓」板の刊行時期は、表4のNo.22の明治十五年以前、と推定できる。

明治十五年以前の或る時期、大坂で「四書房」、四軒の書房（板元）が、「合梓」、合板（共同）で、抜き本を刊行する状況があった。その四軒とは誰か。10頁の表2の奥付2「近江屋善兵衛・本屋清七・綿屋喜兵衛・加島屋清助」であろう。加島と竹中が並存することから、奥付3を明治十六年の竹中の創業以降と推定したが、時期といい板元の数といい奥付2こそ相応しい。なお奥付4も「大坂の四軒の板元」という点では考慮すべきであるが、No.22の明治十五年以前と矛盾するので、該当しない。すると、四書房と数えるべきは、奥付2以外にないのである。

ただし覆刻板でなく、元の「四書房合梓」板の抜き本とみるべき本は少なく、現在のところ、

「仮名手本忠臣蔵 六段目」（三木ガーデン歴史資料館059）

「碁太平記白石噺 新吉原段」（徳島市立徳島城博物館・山川良祐氏・抜き本080）

「菅原伝授手習鑑 四の切」（下関市教育委員会・音羽温泉古谷氏寄贈003-03）

「絵本・増補／玉藻前旭袂 三の切」（三木ガーデン歴史資料館110）

「艶容女舞衣 下の巻の切」（細田宏明氏）

の五板を知るのみである。これらは共通して、前表紙の段名の上に、角書のようにして「翻・刻」と記している。岡山の世良田は「翻・刻」を残すが、千葉久栄堂はこれを除いている。覆刻板と考えられるにも関わらず、多少手

を入れてあるあたりに、姑息さを感じる。

最後に、千葉久栄堂の活動時期について。千葉久栄堂の出板物の中で、早い年記を示すものは表4の18で、明治十六年の届出といながら、実際の刊行は、明治四十三年一月と考えられる。

千葉久栄堂の抜き本の特徴は、巻末に二丁分の抜き本の目録を備えることである。表4の18は共紙の前後表紙で、目録が後ろ表紙に見立てられたものである。いま該当する諸本を掲げると、

「妹背山婦女庭訓 四の口」（ロンドン大学図書館MS300459-32）

「仮名手本忠臣蔵 三ツ目」（山口県文書館・山口市中市木津屋文書246）

「増・補／源平布引滝 四段目の切」（下関市教育委員会・中村直則氏寄贈）

「木下蔭狭間合戦 九の巻」（瀬戸内海歴史民俗資料館・野沢吉栄092）

「太平記忠臣講釈 八ノ口」（ロンドン大学図書館・MS300459-75）

「花上野誉の石碑 志渡寺のだん」（山口県文書館・山口市中市木津屋文書253）

「義経千本桜 三の口」（ロンドン大学図書館・MS300459-79）

の七板が該当し、これらは巻末に「大阪 久栄堂・改良製本／五行義太夫本目録」を備える。目録の末尾に「製本発売元 大阪市東区北久宝寺町四丁目久栄堂書店」と記している。

また巻頭に「明治四十一年冬 撰津大掾」の序文を載せ、本文末に「豊竹君太夫筆」と記した縮刷本では、「明治四十二年一月二十日印刷・明治四十二年一月廿五日発行」（後ろ見返し）とある。「発行所大阪市西区新町南通三丁目賞美堂・発売所大阪市南区安堂寺町四丁目精華堂・発売所大阪市東区北久宝寺町四丁目久栄堂」（奥付）。後ろ表紙に「鸚鵡会発行」「朱入五行・懐中稽古本目録」を掲げる（前表紙に「本朝廿四孝 十種香の段 竹本大隅太夫章・豊竹君太夫筆」とある。下関市教育委員会・中村為千代氏寄贈）。

これらから、千葉久栄堂は浄瑠璃本の板元としては、明治四十二・三年ごろに活動を開始し、のちに同書店の代表的な商品となる君太夫の筆耕は、まづ縮刷本に始まったと知られる。

では君太夫が縮刷本でなく、通常の判型（半紙本）の筆耕を手掛ける時期

はいつか。「明治四十三年一月十五日印刷・明治四十三年一月二十日発行・大正三年十月十日再版印刷・大正三年十月十五日再版発行」と掲げた、「奥州安達原 三段目の切」(津山郷土博物館・河崎晃家資料(三))などが早いようである。このころ巻末目録の標題が、「大阪 久栄堂・改良製本／浄瑠璃稽古本目録」と改まっている。

大正十一年に移転。同年十二月の年記の分から新しい住居を記しているが、移転当時の在庫については、巻末の目録に、次の通知を貼紙する(引用は淡路人形浄瑠璃館「日吉丸稚桜 三段目の切」に拠る)。

移転御通知

各位益々御清祥賀し上候陳は今般左記の処へ移・転仕り候間御注文の節地名は必ず大阪市南区・塩町通四丁目卅七番地と御記載の程願上候

敬白

大正十一年十一月

大阪市南区塩町通四丁目卅七番地・(佐野屋橋筋西入)

秋田屋・久栄堂／千葉徳松

なお当該貼紙により、屋号は「秋田屋」と知られる。

巻末の年記には明治四十三年以後、大正二年六月、三年十月、四年十月、五年十月、七年三月、十一年十二月、十三年十二月、十五年二月、昭和三年七月、五年八月、七年八月があつて、管見の限りでは「明治四十三年一月十五日印刷・明治四十三年一月二十日発行・昭和十年八月一日再版印刷・昭和十年八月五日再版発行」(南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館・出所不明02)、前表紙「卅三間堂棟由来 平太郎住家段 豊竹君太夫筆」がもつとも遅い。

昭和十年以後の活動を浄瑠璃本の上では確認できないが、これを以て直ちに廃業とは見做さない。直前の七年八月とは三年の隔たりがあるので、次に昭和十三年ごろに来るはずの再版・増摺が行なわれなかつたとみて、昭和十年代のはじめごろ、営業を終了したものと考えるべきである。

まよめにがえて

以上、嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の諸本関係に出発し、近代の浄瑠璃

本(抜き本)板元に関して考えた事柄につき、書き上げてみた。

最後に付言すると、竹中清助は昭和九年ごろに営業を終えたと筆者は推定するが、千葉久栄堂も、やはり昭和十年代はじめに営業を終えた様子である。

江戸時代以来の木板による出版という業態が遂にその命脈を保ち得なかつたと考えざるべきなのか。あるいは浄瑠璃本という、近世・近代を通じての最大のベストセラーに漸く翳りが生じたとみるべきなのか。

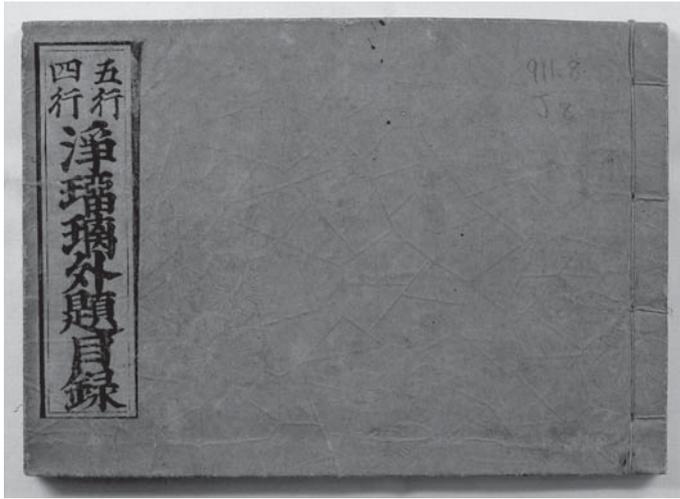
筆者としては、『帝國文庫』など明治二十年代には始まる近代活字本による新しい浄瑠璃本に交替したもの、後者ではなく前者なのだ、と考えたい。

本稿をなすにあたり資料の閲覧を許されましたすべての所蔵機関へ御礼申し上げます。また本稿の内、海外所在本については文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(B)「未翻刻浄瑠璃本の網羅的調査・翻刻と複次的活用・公開に向けての基礎的研究」(研究課題番号:20320041。研究代表者・鳥越文蔵氏。神津は研究分担者。二〇〇八―九年度)の成果である。

注

- (1) 大坂・京都の板元の場合。ただし十段目が口と切の二冊あるので、正確には十二冊になる。抜き本については、拙稿「五行本の世界―抜き本についての覚え書」(国文学 解釈と鑑賞)通号七七五「文楽」特集号、学灯社、二〇〇八年十月所収)参照。
- (2) 拙著『浄瑠璃本史研究』(八木書店、二〇〇九年二月)参照。
- (3) 「道行景事ふし事」については、拙稿「浄瑠璃本(義太夫)の種類と性格」(竹内有一氏編『詞章本の世界―近世のうた本・浄瑠璃本の出版事情』、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター、二〇〇八年三月所収)を参照のこと。「おどけ浄瑠璃」については、拙稿「おどけ浄瑠璃について―桂米朝師寄贈『戯浄瑠璃壺被話』の位置付け―」(『演劇研究』第二十八号、早稲田大学演劇博物館、二〇〇五年三月所収)を参照のこと。
- (4) 注(2)前掲書に収録。
- (5) たとえば「明治四十五年五月三日印刷・明治四十五年五月八日発行」と記す、内題「仮名手本忠臣蔵 七ツ目」、終丁丁付「忠七六十五」丁本二種をみる。いずれも南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館所蔵。同本の奥付には、「発行兼印刷者大阪市東区唐物町四丁目三番屋敷加島屋竹中清助」と記す本(真光寺010ほか)、「発行兼印刷者大阪市東区唐物町四丁目「空白」加島屋竹中清助」と記す本(旧公民館148)とがある。

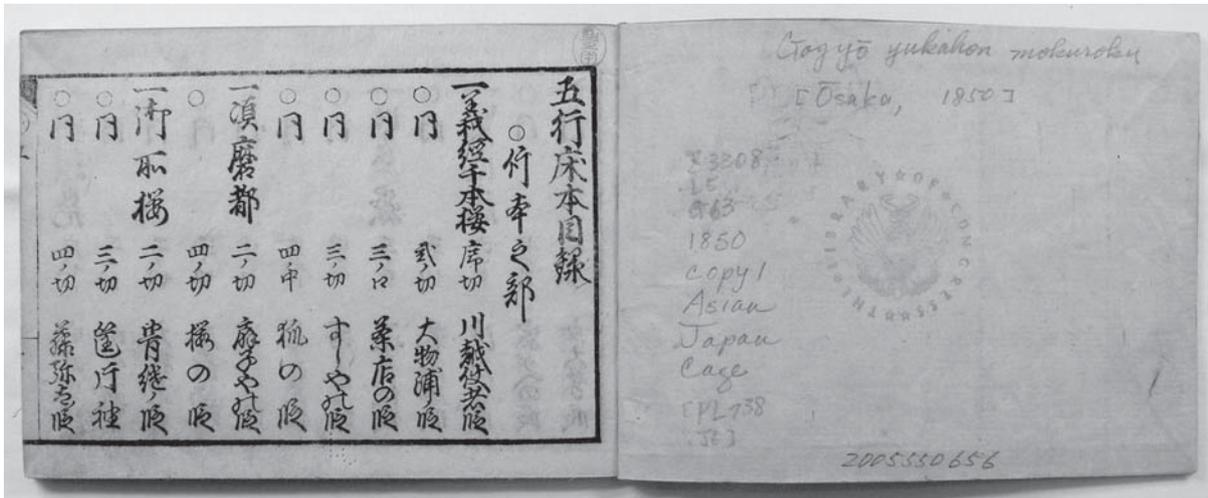
写真1 諸本A・米国議会図書館本



前表紙 (原題簽)

嘉永三年板『浄瑠璃外題目録』の諸本

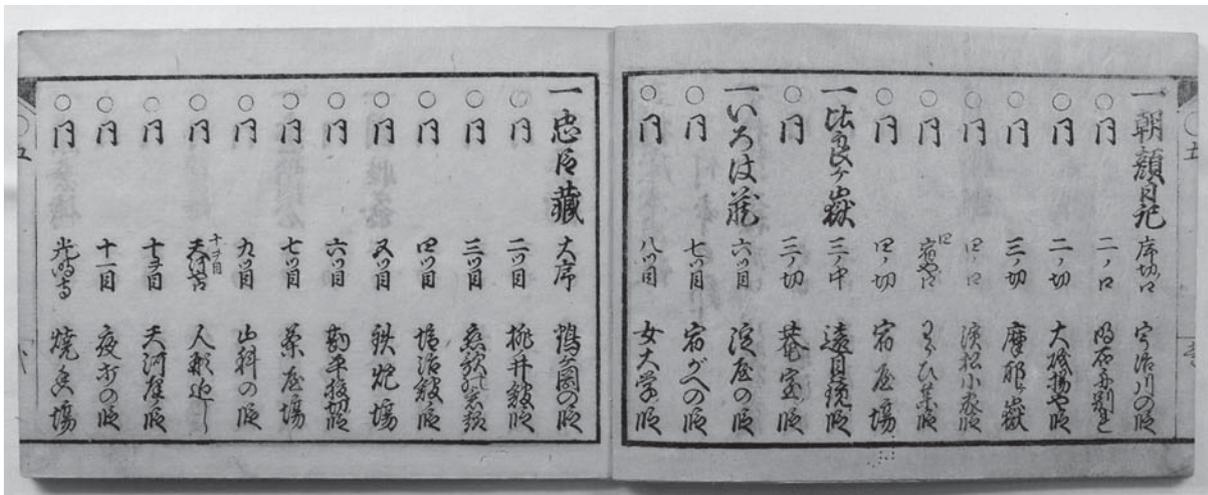
写真2 諸本A・米国議会図書館本



「五」「壹」丁表

前表紙見返し

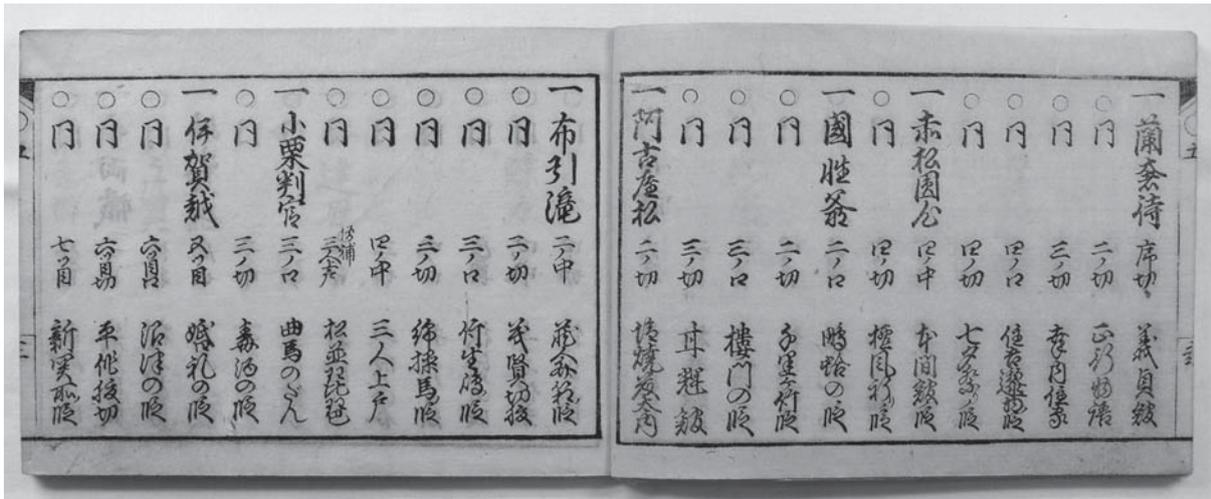
写真3 諸本A・米国議会図書館本



「五」「貳」丁表

「五」「壹」丁裏

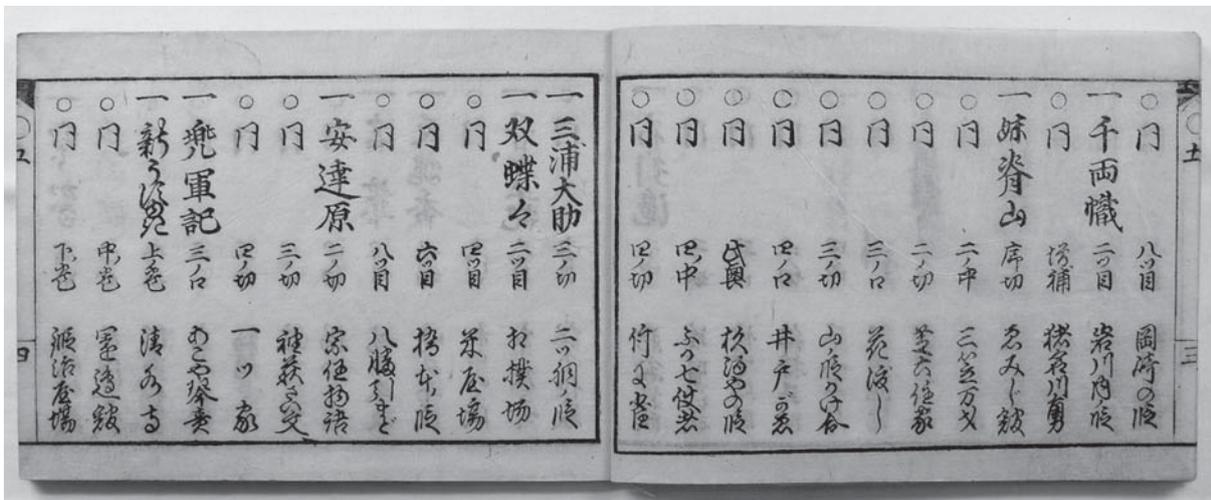
写真4 諸本A・米国議会図書館本



「五」「弍」丁裏

「五」「三」丁表

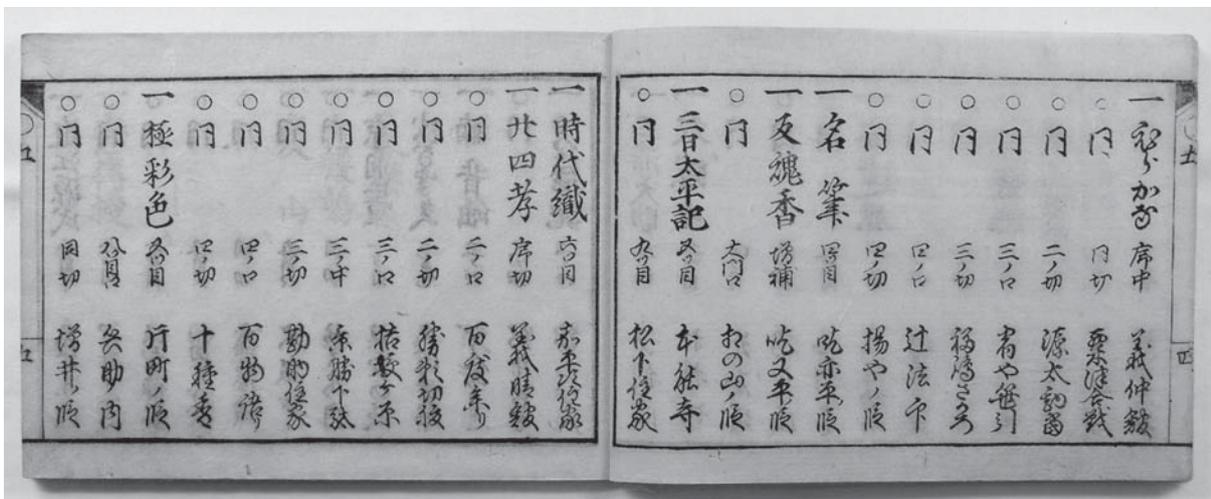
写真5 諸本A・米国議会図書館本



「五」「三」丁裏

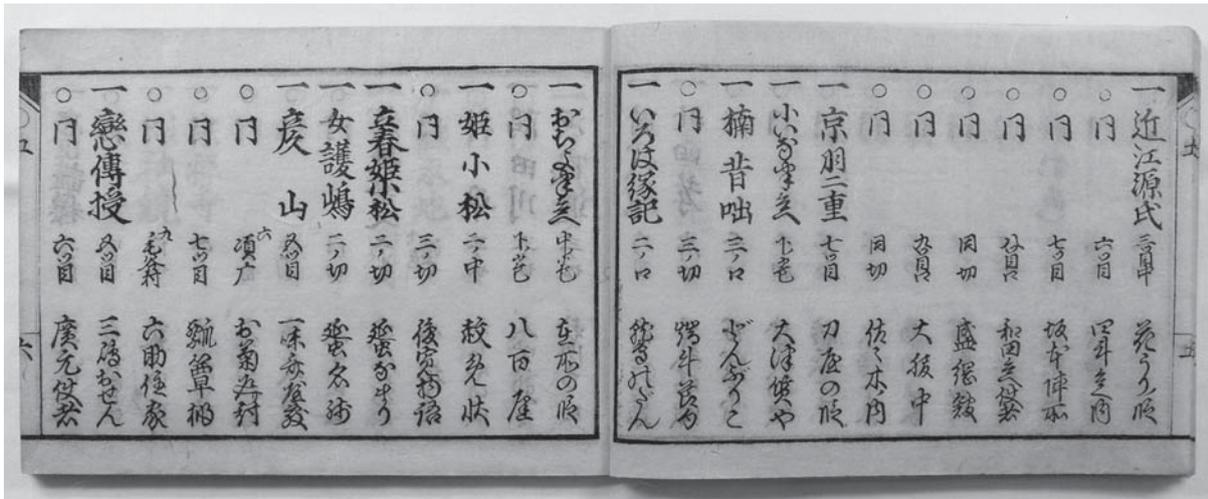
「五」「四」丁表

写真6 諸本A・米国議会図書館本



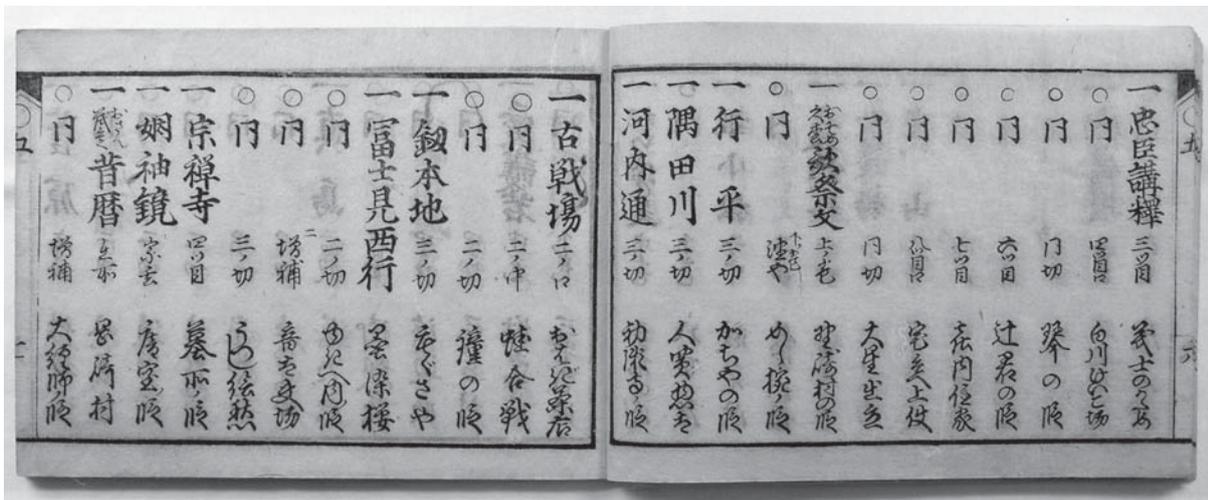
「五」「四」丁裏

「五」「五」丁表



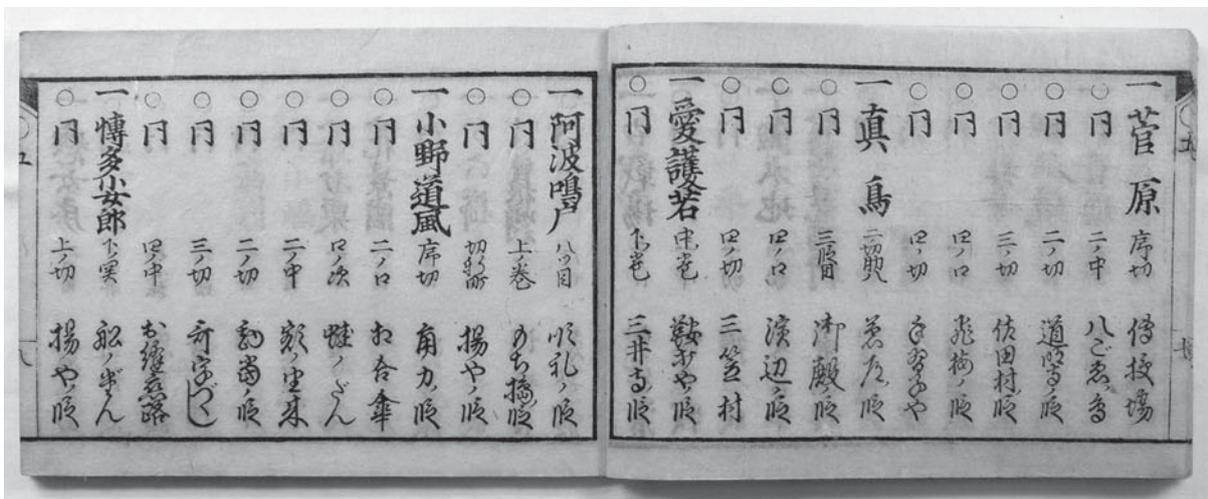
「五」「六」丁表

「五」「五」丁裏



「五」「七」丁表

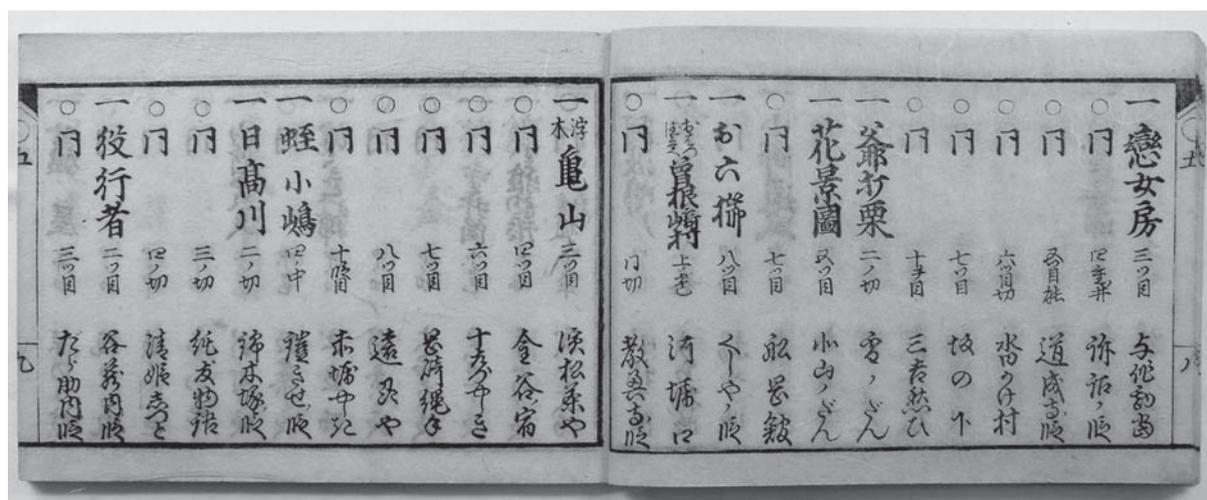
「五」「六」丁裏



「五」「八」丁表

「五」「七」丁裏

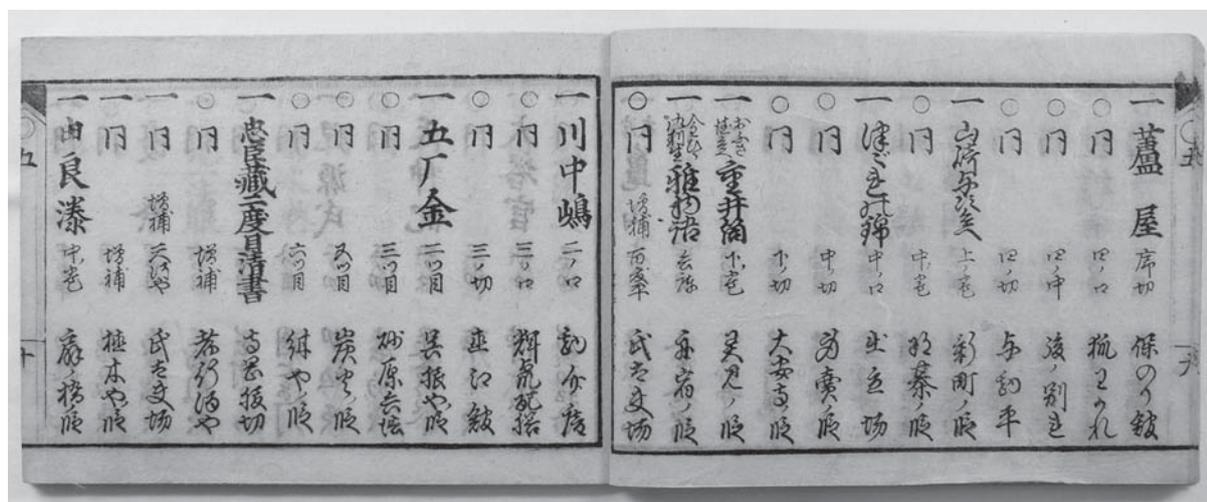
写真10 諸本A・米国議会図書館本



「五」「九」丁表

「五」「八」丁裏

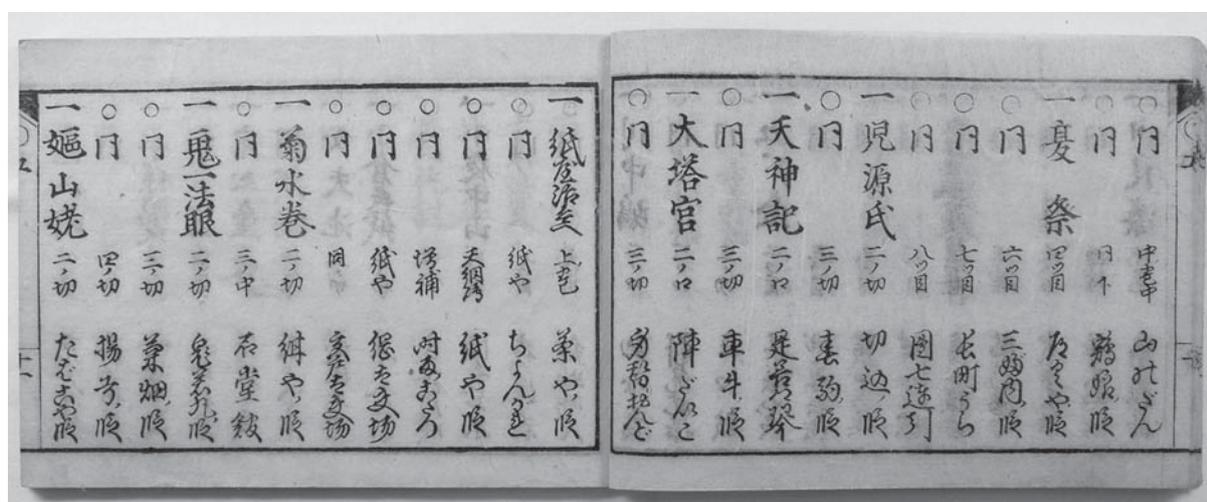
写真11 諸本A・米国議会図書館本



「五」「十」丁表

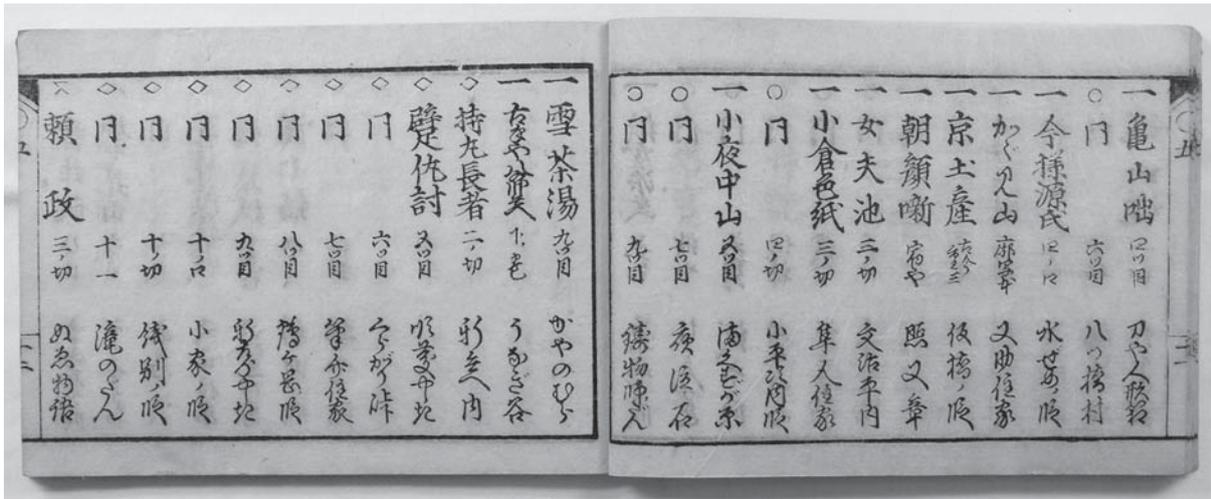
「五」「九」丁裏

写真12 諸本A・米国議会図書館本



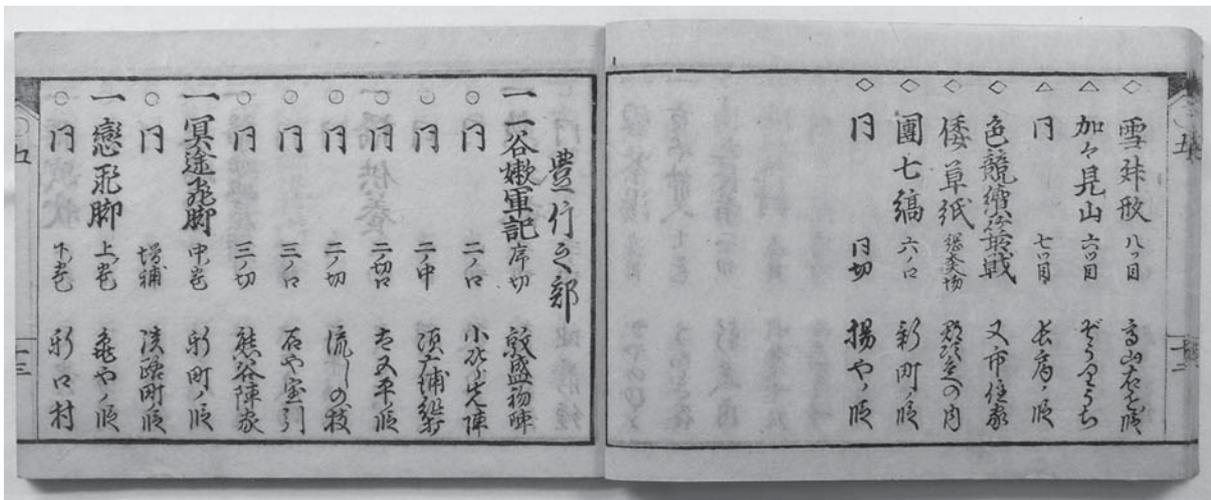
「五」「十一」丁表

「五」「十」丁裏



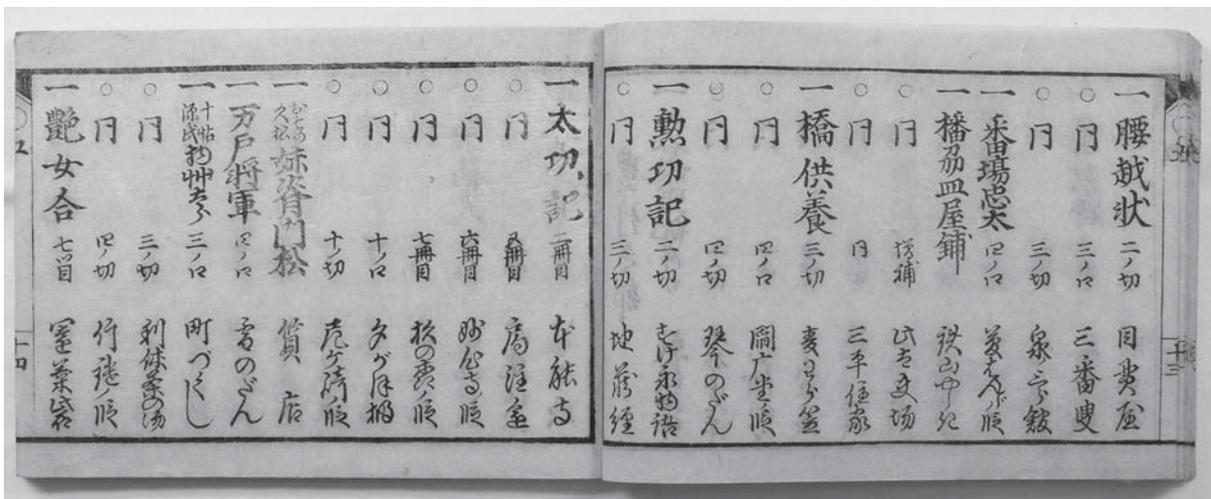
「五」「十一」丁裏

「五」「十二」丁表



「五」「十二」丁裏

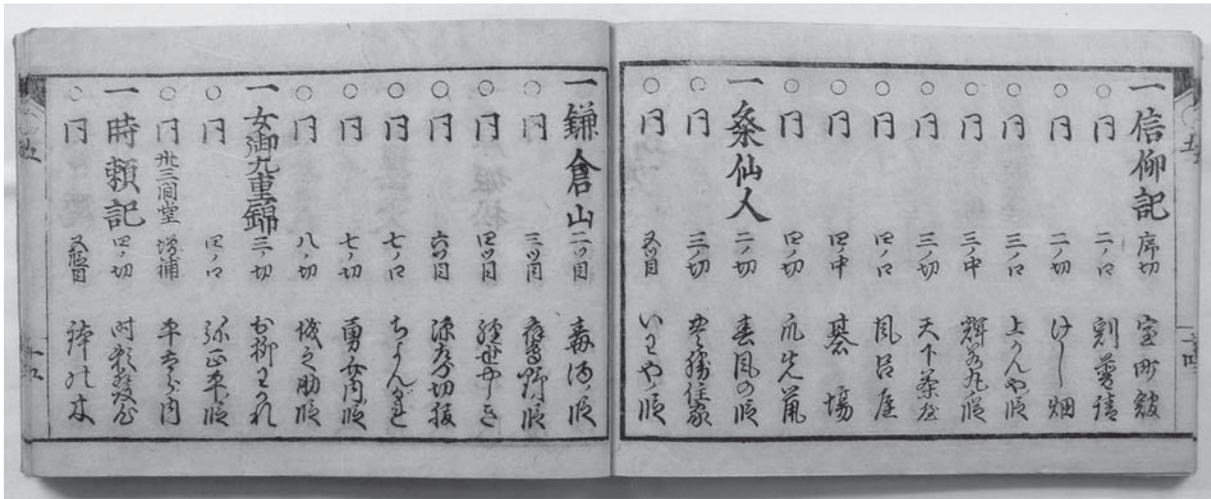
「五」「十三」丁表



「五」「十三」丁裏

「五」「十四」丁表

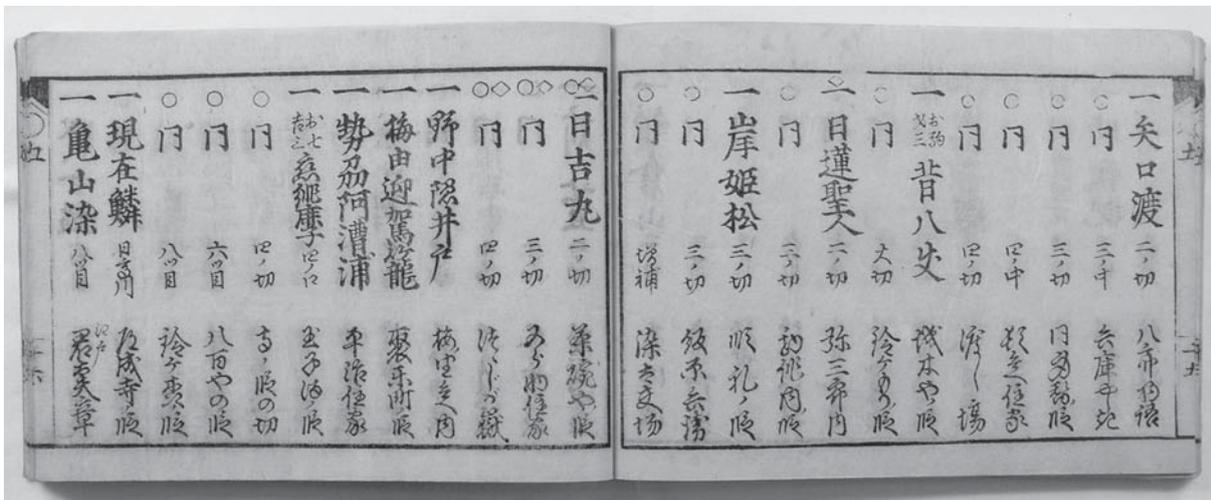
写真16 諸本A・米国議会図書館本



「五」「十四」丁裏

「五」「十五」丁表

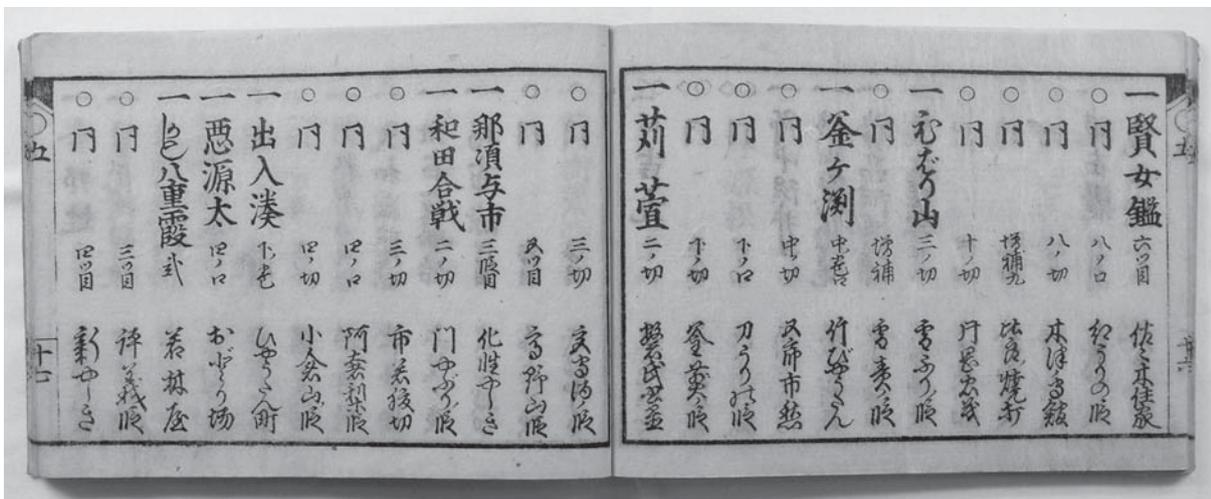
写真17 諸本A・米国議会図書館本



「五」「十五」丁裏

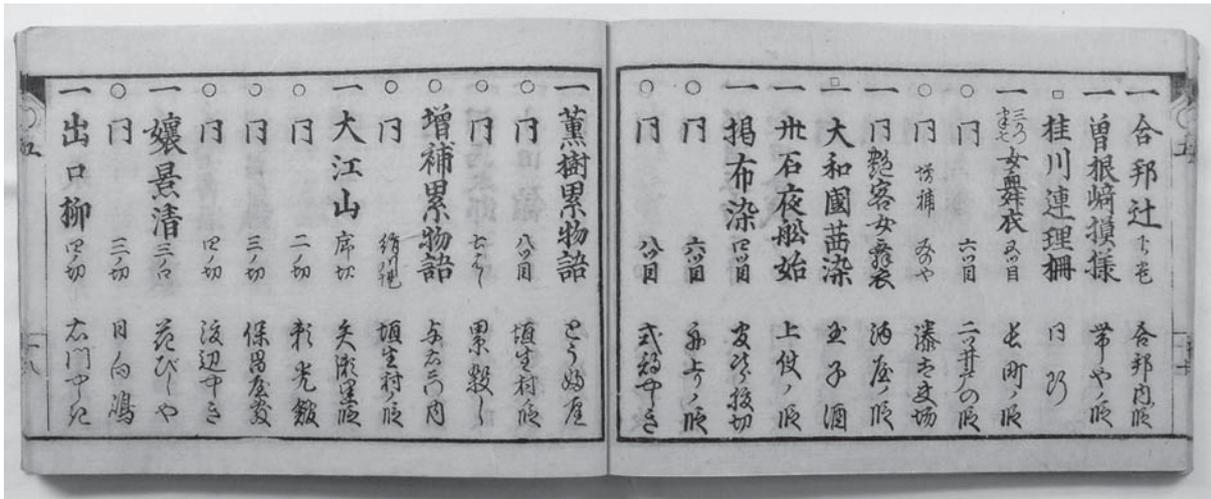
「五」「十六」丁表

写真18 諸本A・米国議会図書館本



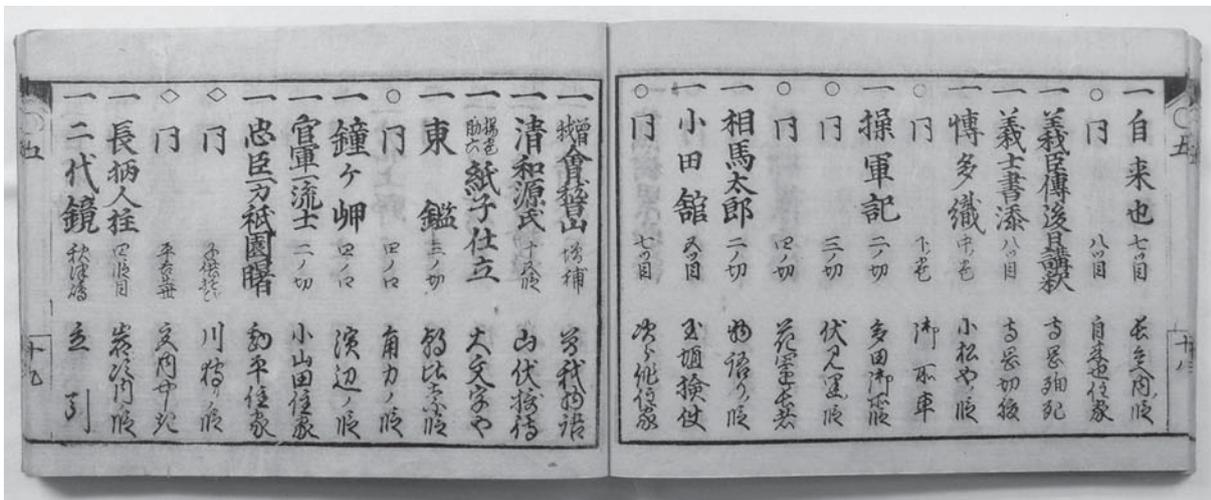
「五」「十六」丁裏

「五」「十七」丁表



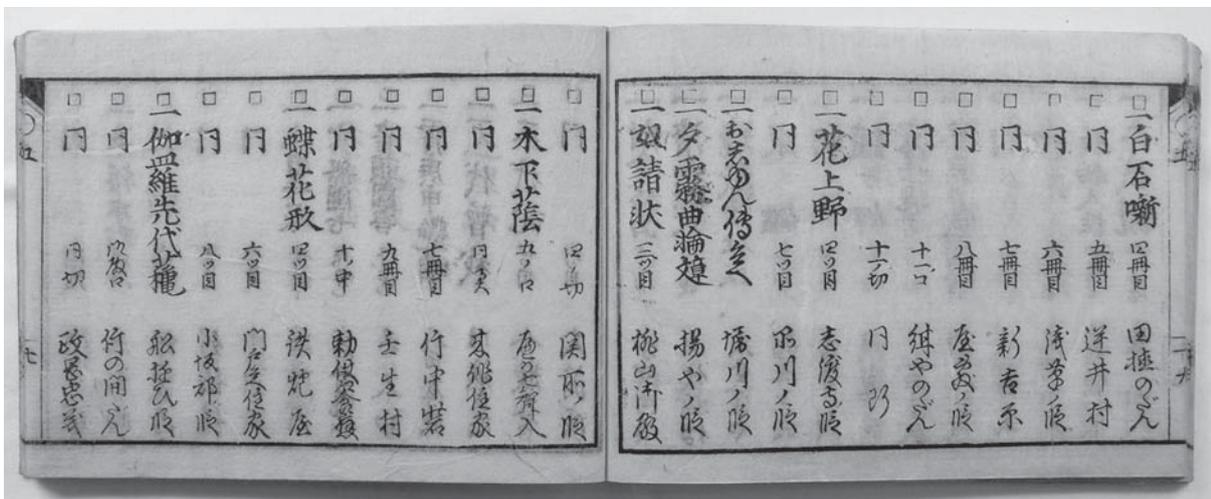
「五」「十七」丁裏

「五」「十八」丁表



「五」「十八」丁裏

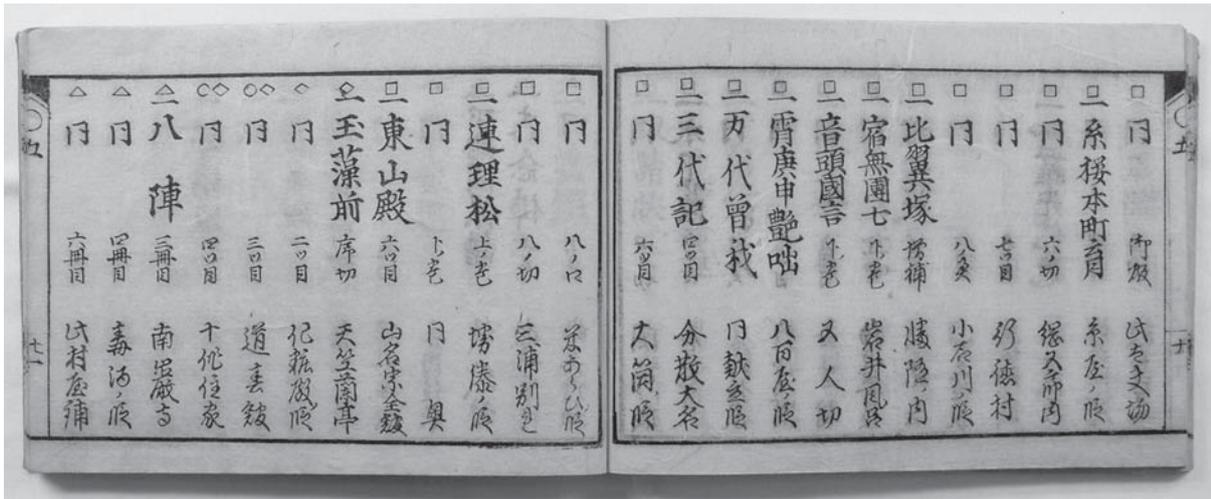
「五」「十九」丁表



「五」「十九」丁裏

「五」「廿」丁表

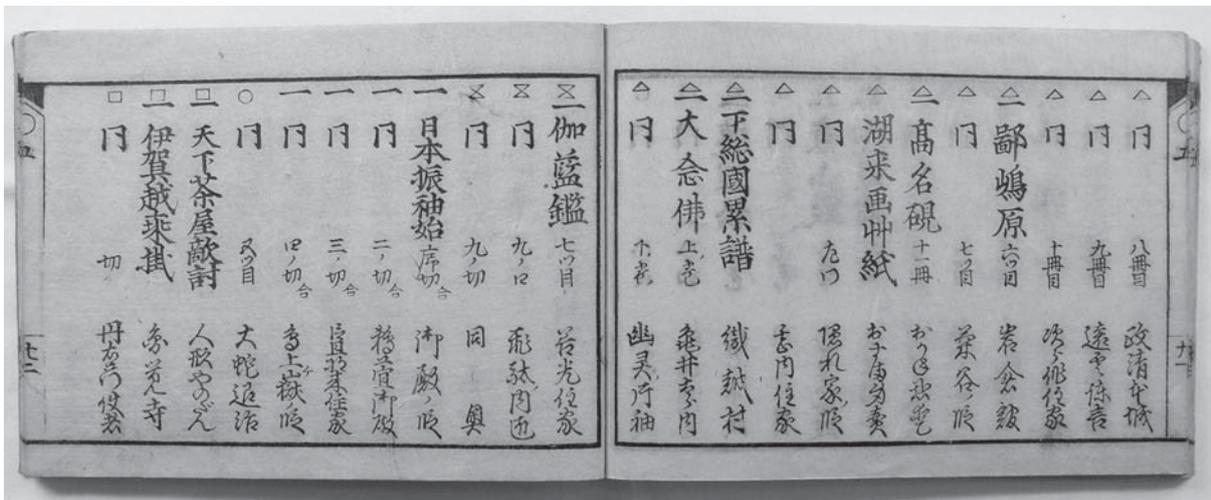
写真22 諸本A・米国議会図書館本



「五」 「廿一」 丁表

「五」 「廿」 丁裏

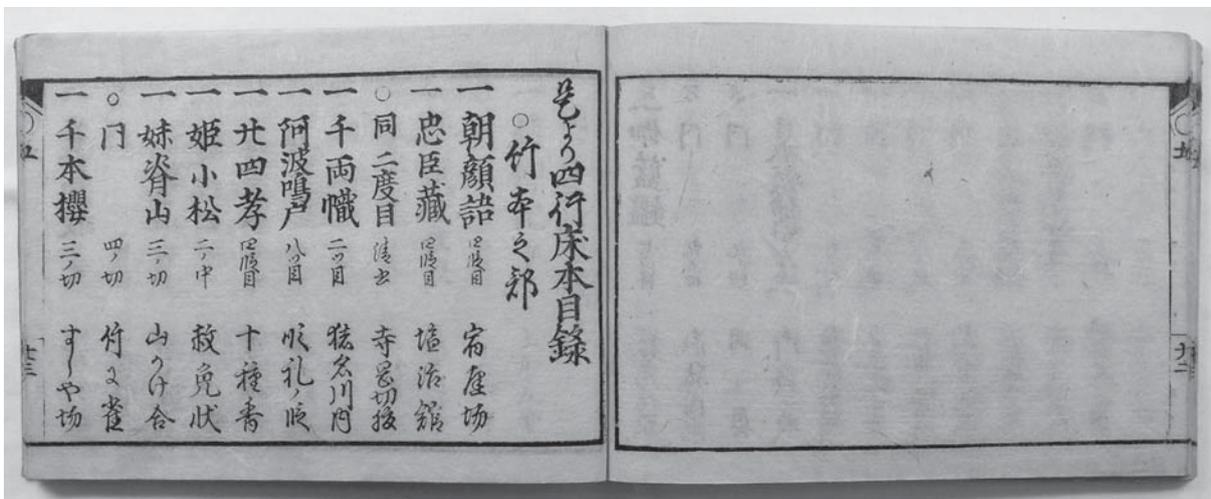
写真23 諸本A・米国議会図書館本



「五」 「廿二」 丁表

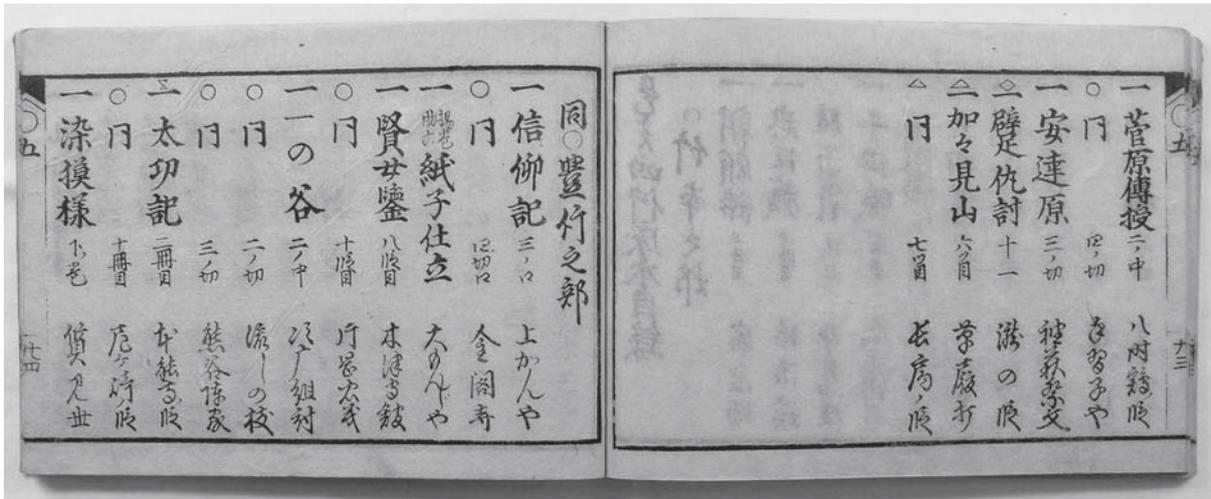
「五」 「廿一」 丁裏

写真24 諸本A・米国議会図書館本



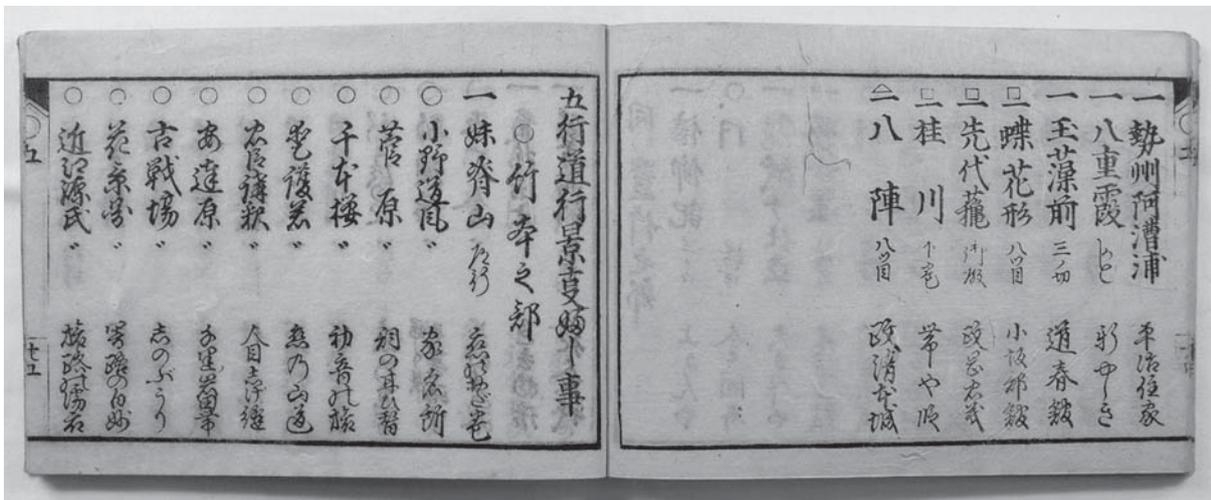
「五」 「廿三」 丁表

「五」 「廿二」 丁裏



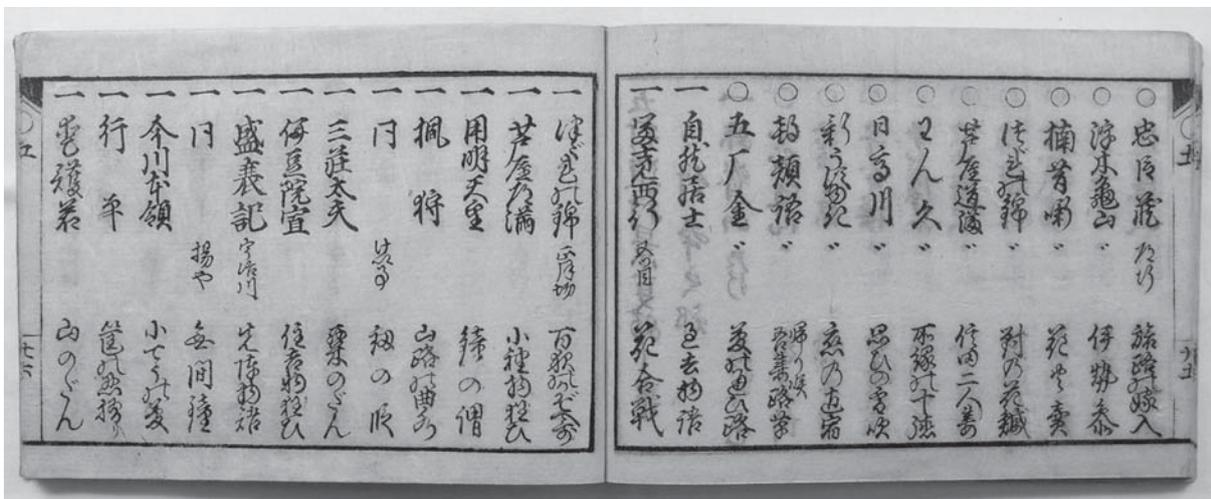
「五」「廿四」丁表

「五」「廿三」丁裏



「五」「廿五」丁表

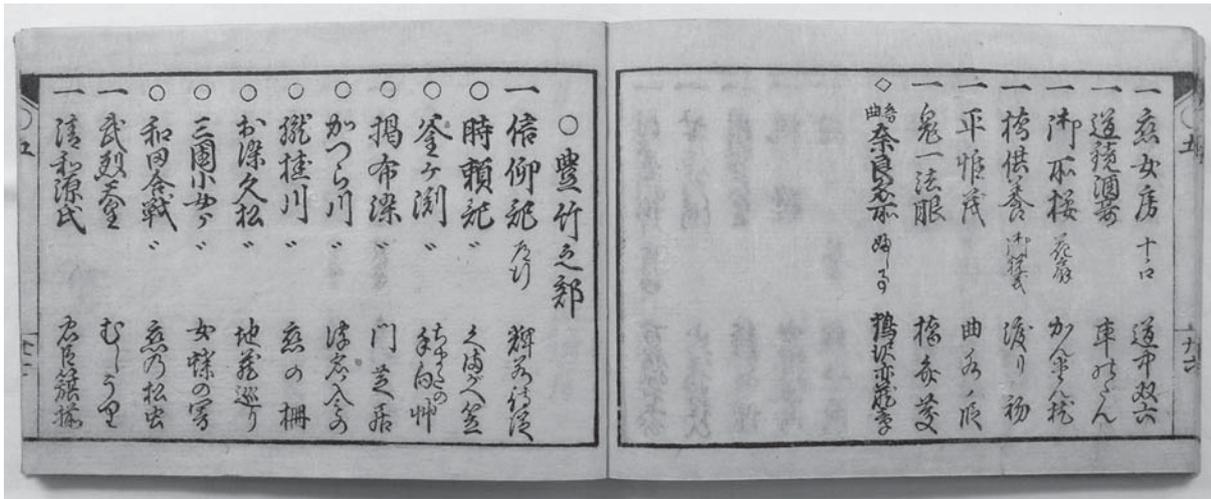
「五」「廿四」丁裏



「五」「廿六」丁表

「五」「廿五」丁裏

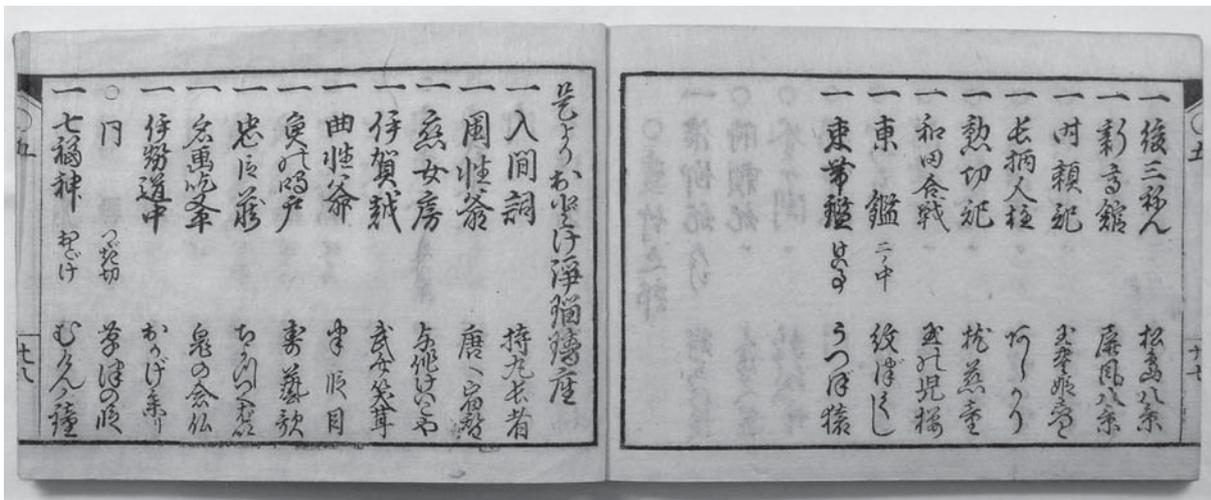
写真28 諸本A・米国議会図書館本



「五」「廿六」丁裏

「五」「廿七」丁表

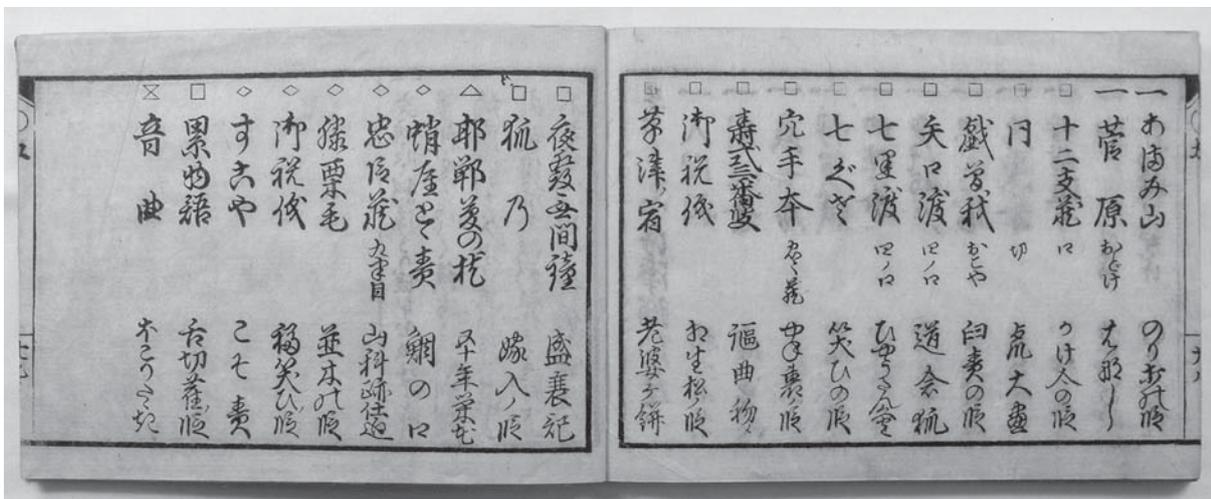
写真29 諸本A・米国議会図書館本



「五」「廿七」丁裏

「五」「廿八」丁表

写真30 諸本A・米国議会図書館本



「五」「廿八」丁裏

「五」「廿九了」丁表

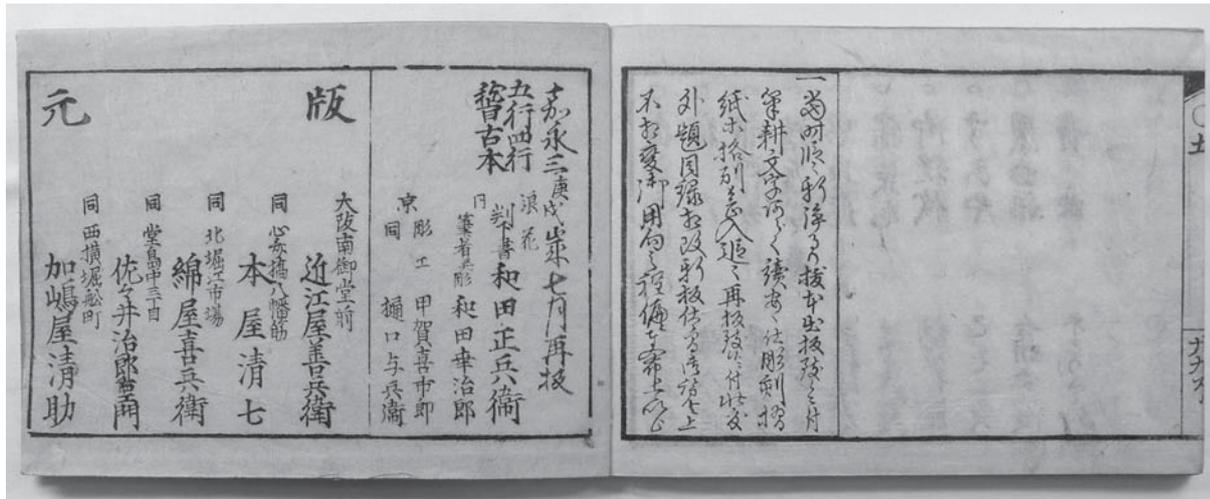


写真31 諸本A・米国議会図書館本

奥付

「五」「廿九了」丁裏

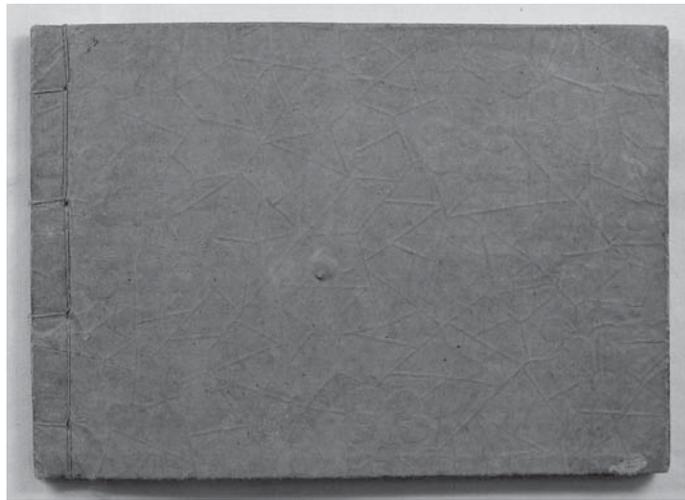


写真32 諸本A・米国議会図書館本

後ろ表紙

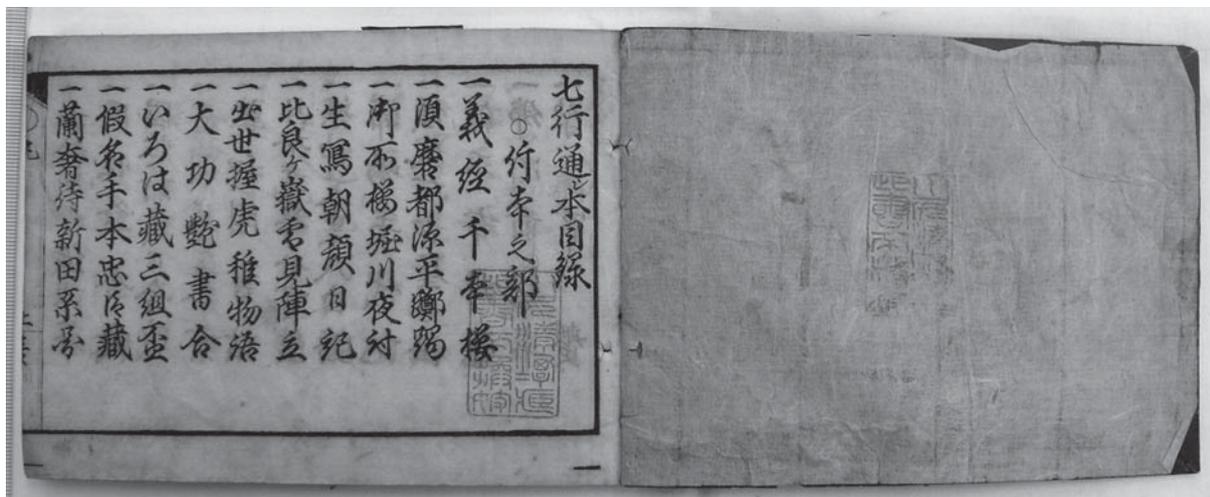
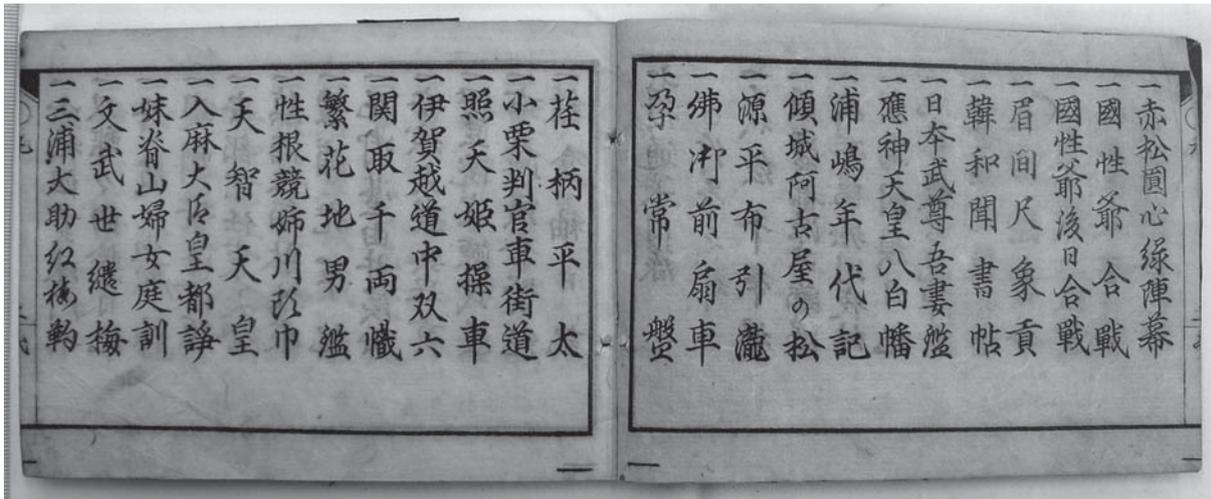


写真33 諸本D・国立歴史民俗博物館本

「丸上」「壹」丁表

前表紙見返し

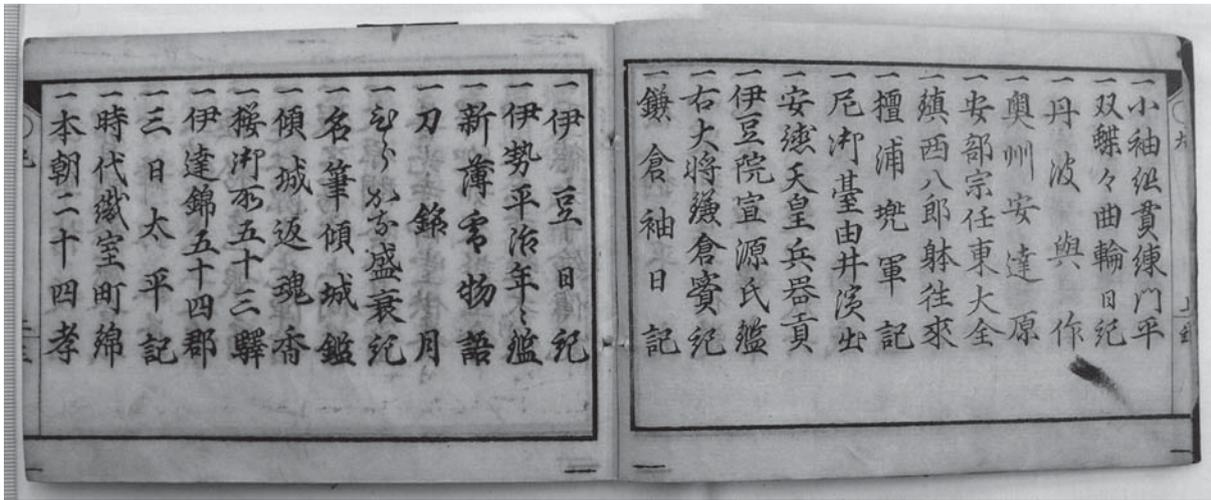
写真34 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「丸上」[弐]丁表

「丸上」[壹]丁裏

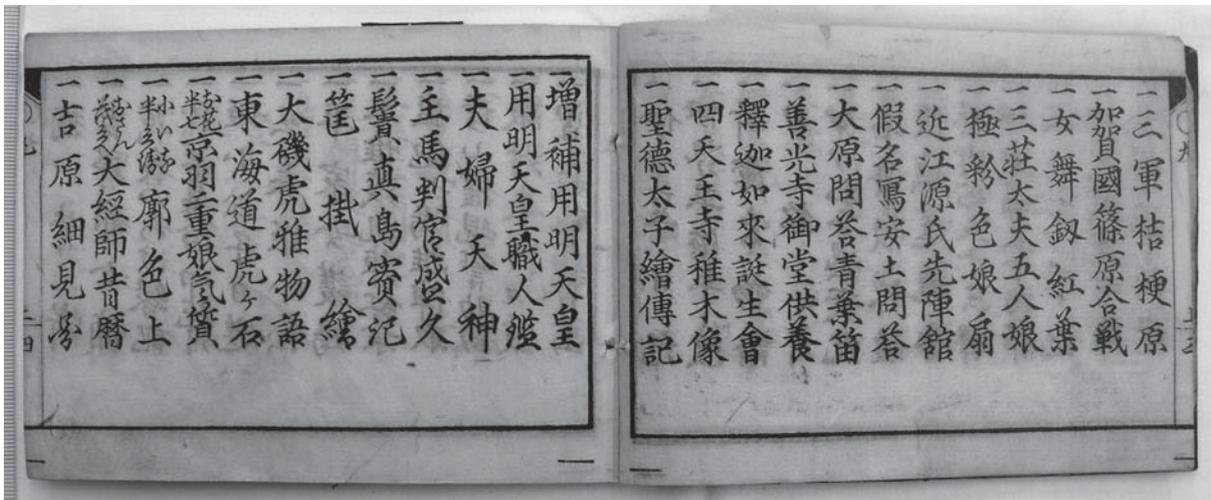
写真35 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「丸上」[三]丁表

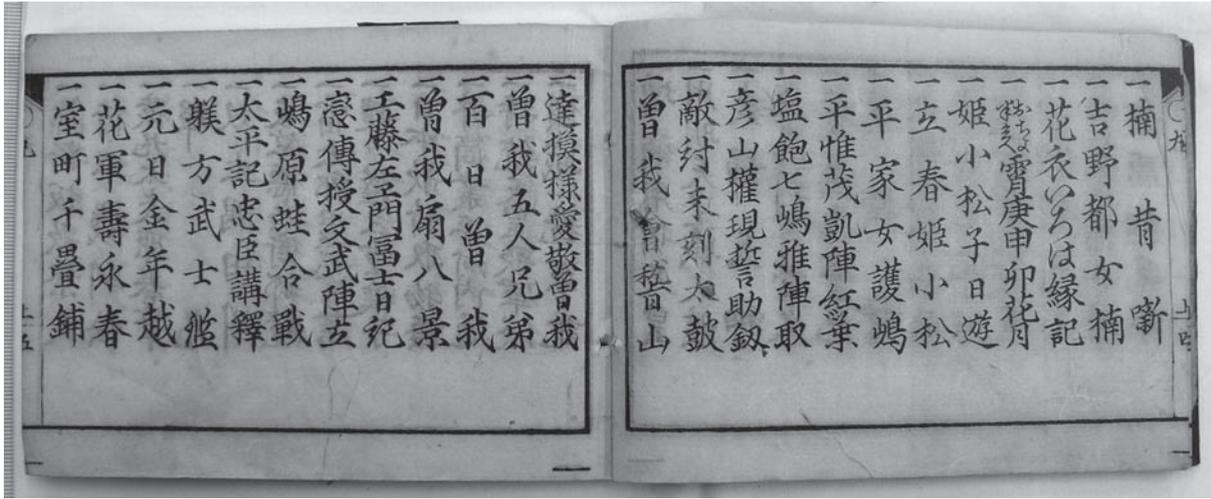
「丸上」[弐]丁裏

写真36 諸本D・国立歴史民俗博物館本



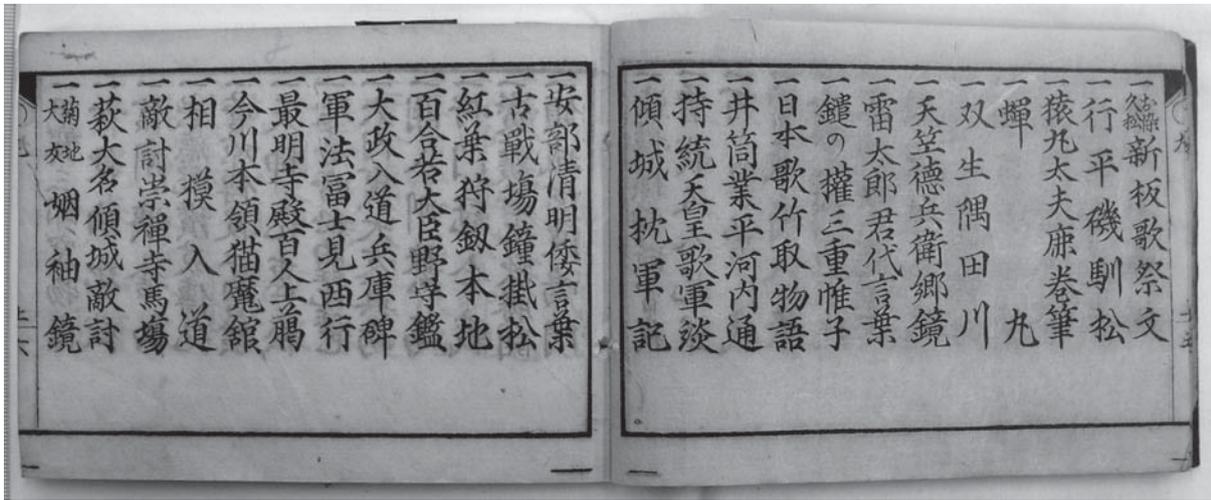
「丸上」[四]丁表

「丸上」[三]丁裏



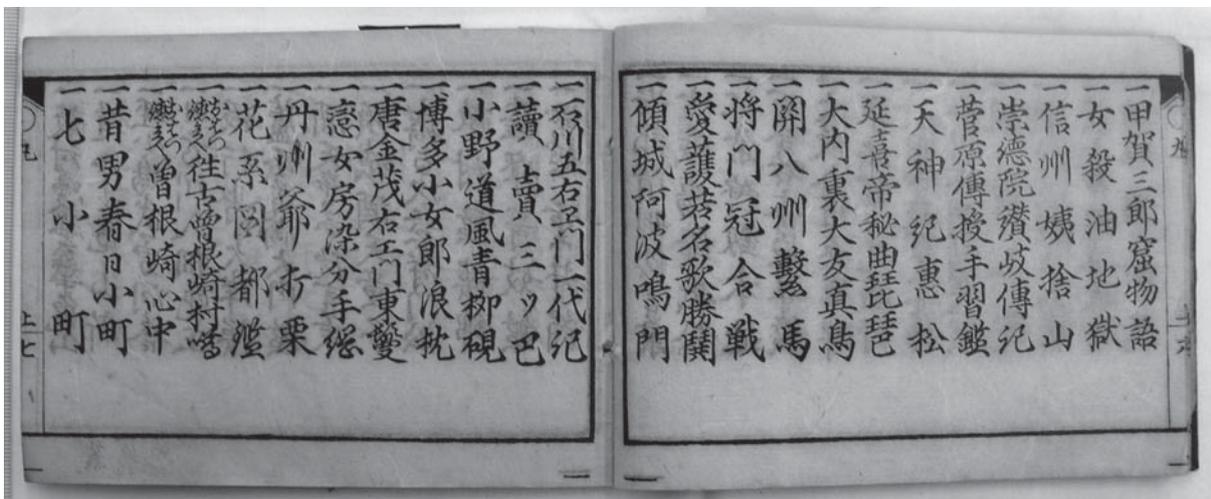
「丸上」[四] 丁裏

「丸上」[五] 丁表



「丸上」[五] 丁裏

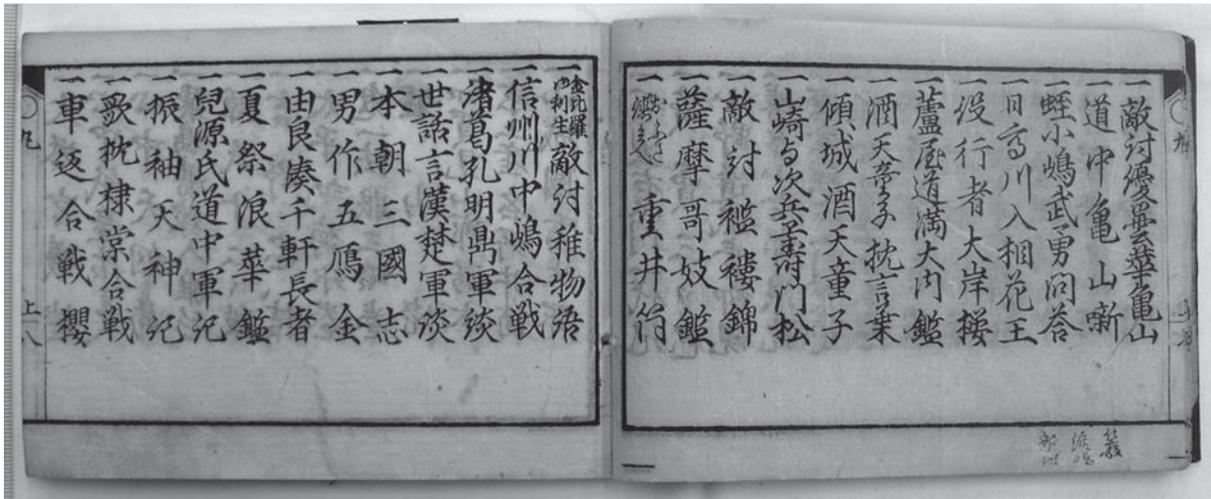
「丸上」[六] 丁表



「丸上」[六] 丁裏

「丸上」[七] 丁表

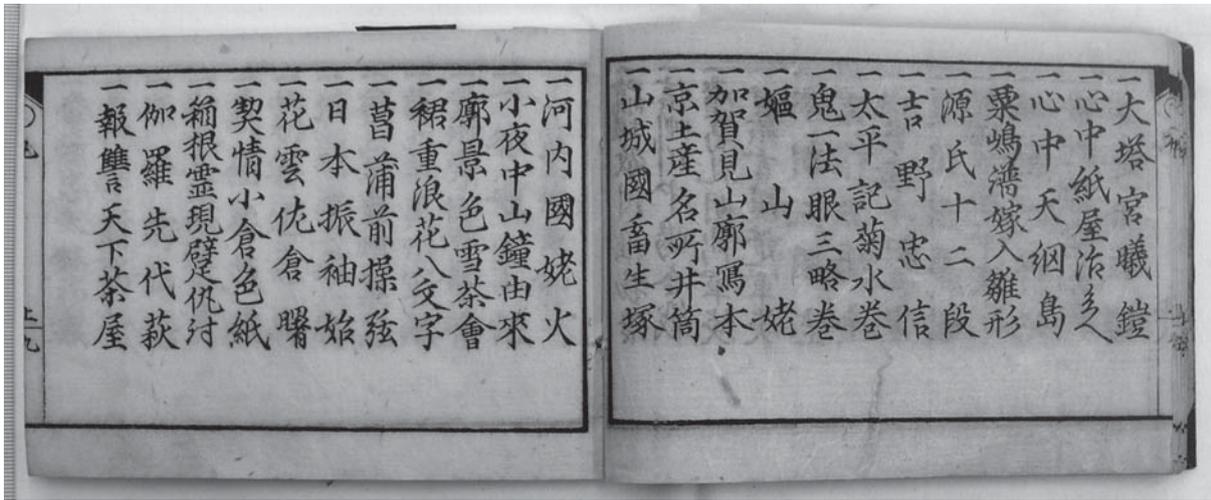
写真40 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「丸上」[八]丁表

「丸上」[七]丁裏

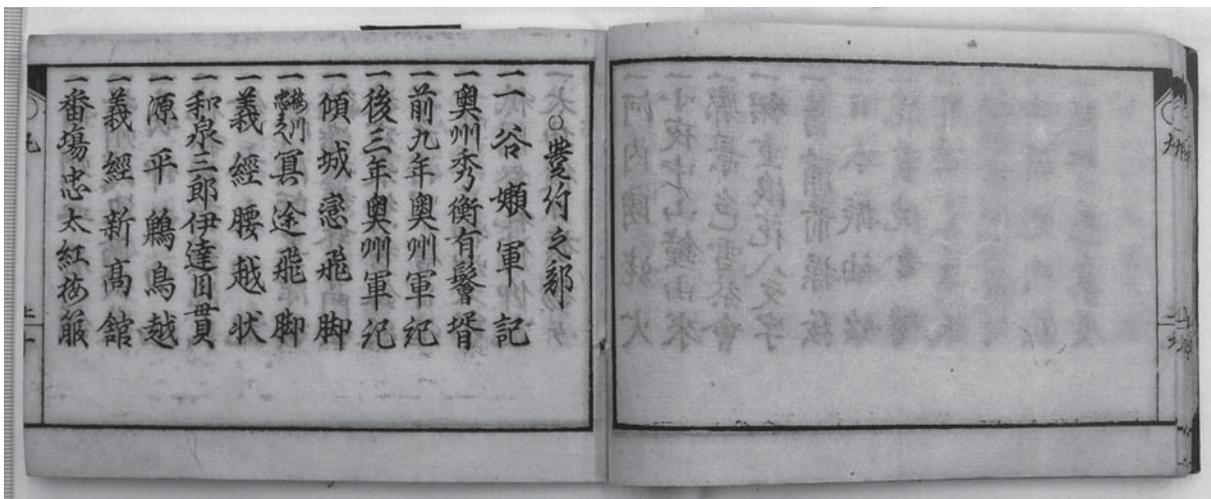
写真41 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「丸上」[九]丁表

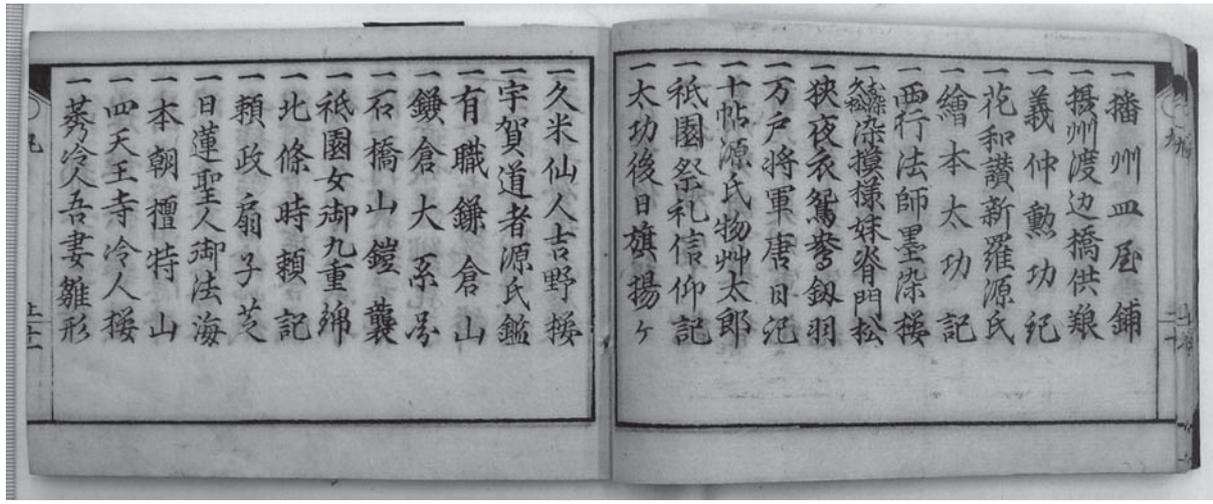
「丸上」[八]丁裏

写真42 諸本D・国立歴史民俗博物館本



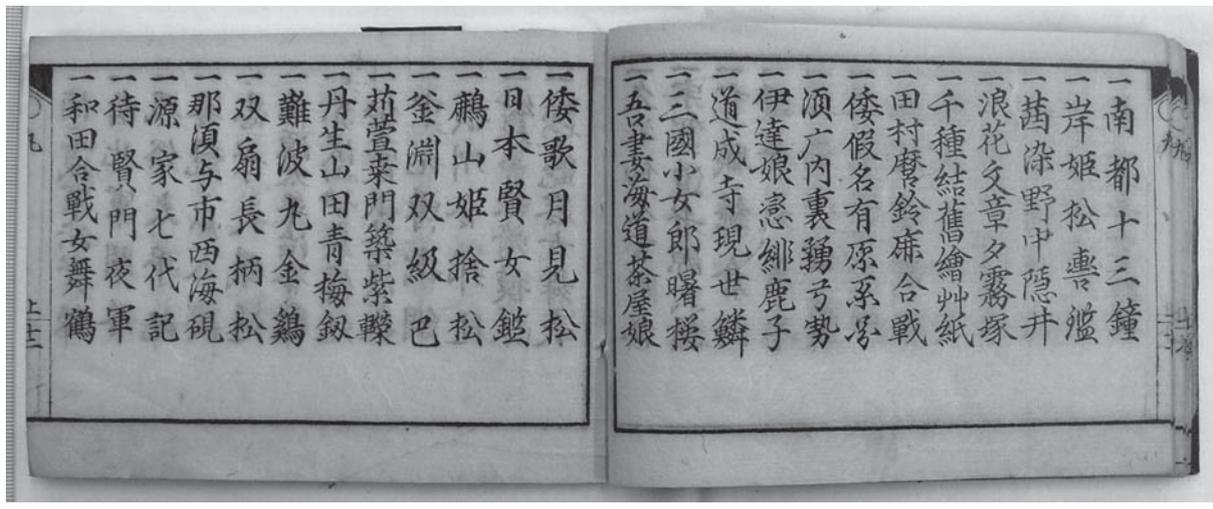
「丸上」[十]丁表

「丸上」[九]丁裏



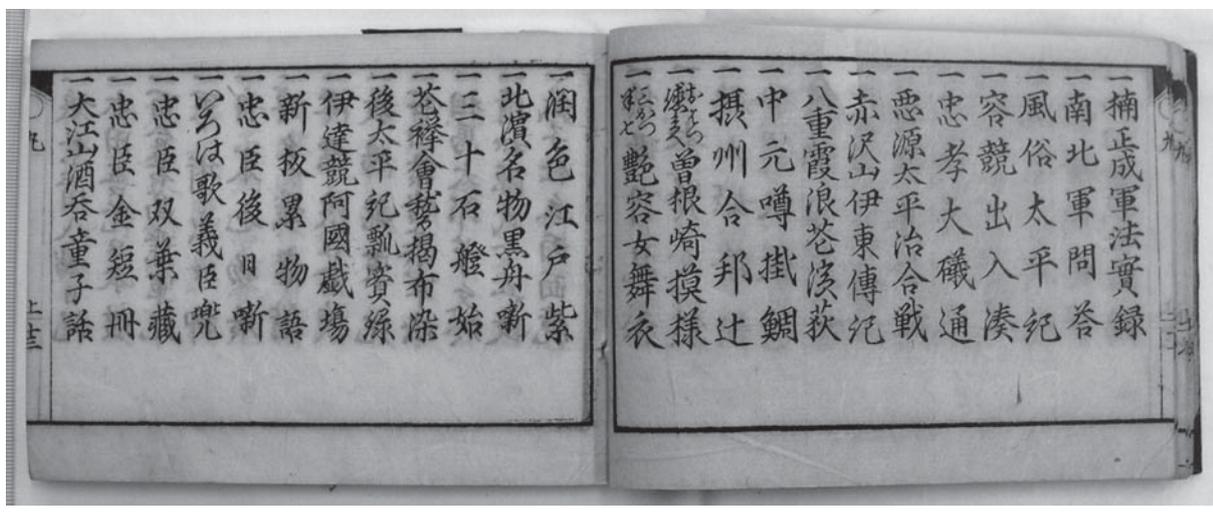
「丸上」 「十」 丁裏

「丸上」 「十一」 丁表



「丸上」 「十一」 丁裏

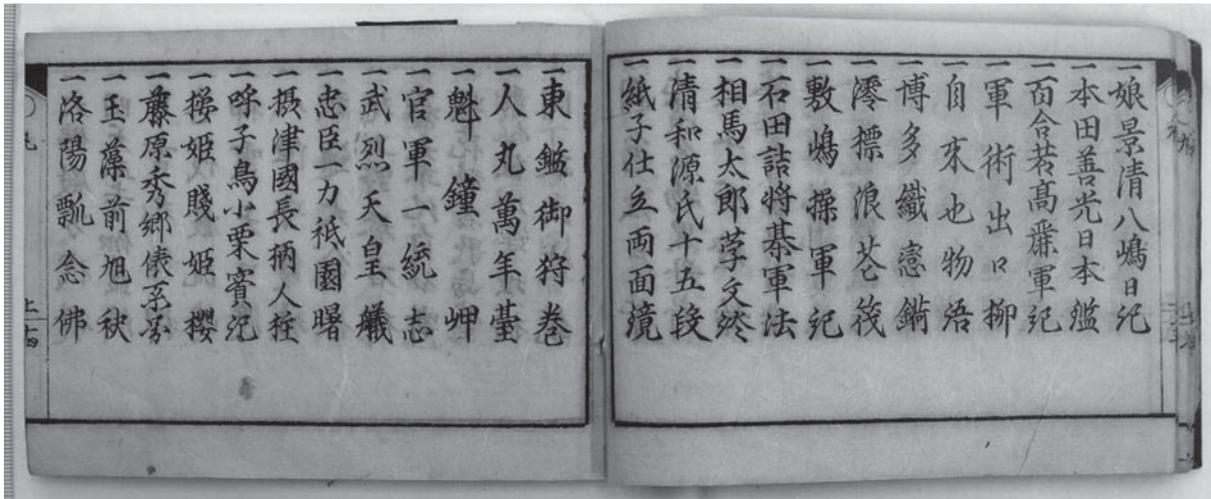
「丸上」 「十二」 丁表



「丸上」 「十二」 丁裏

「丸上」 「十三」 丁表

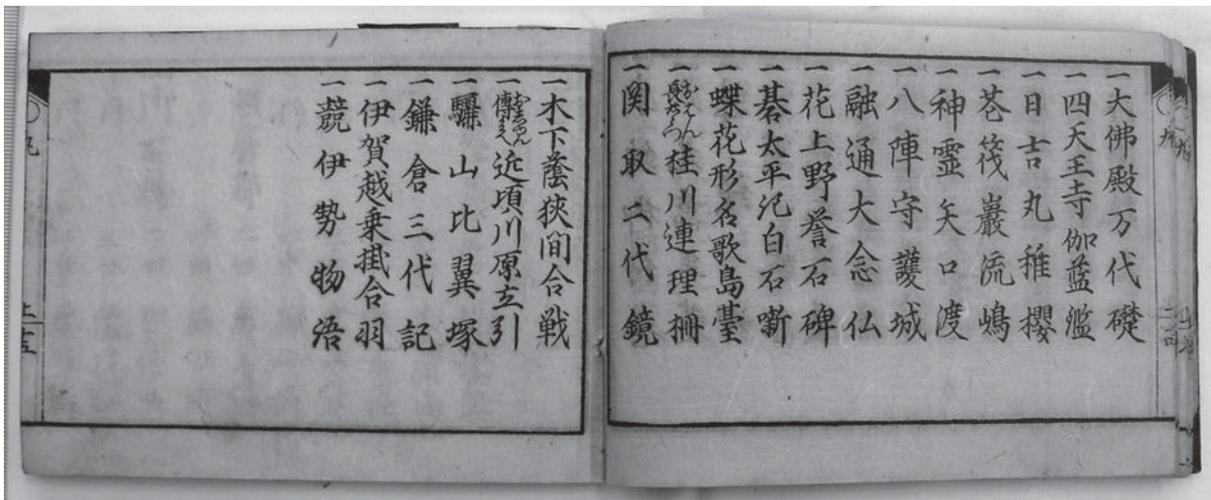
写真46 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「丸上」十三丁裏

「丸上」十四丁表

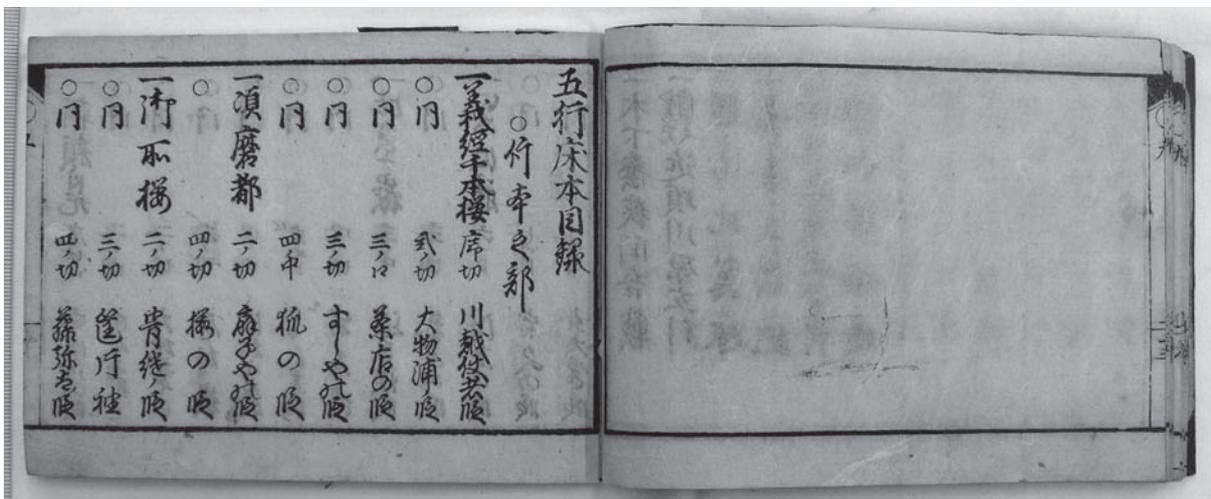
写真47 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「丸上」十四丁裏

「丸上」十五丁表

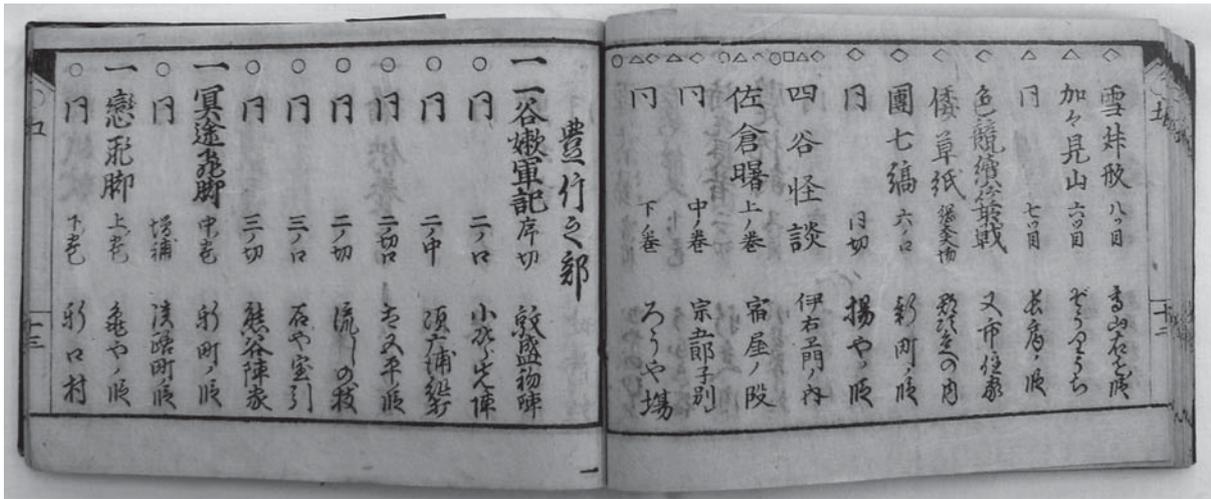
写真48 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「丸上」十五丁裏

「五」壹丁表

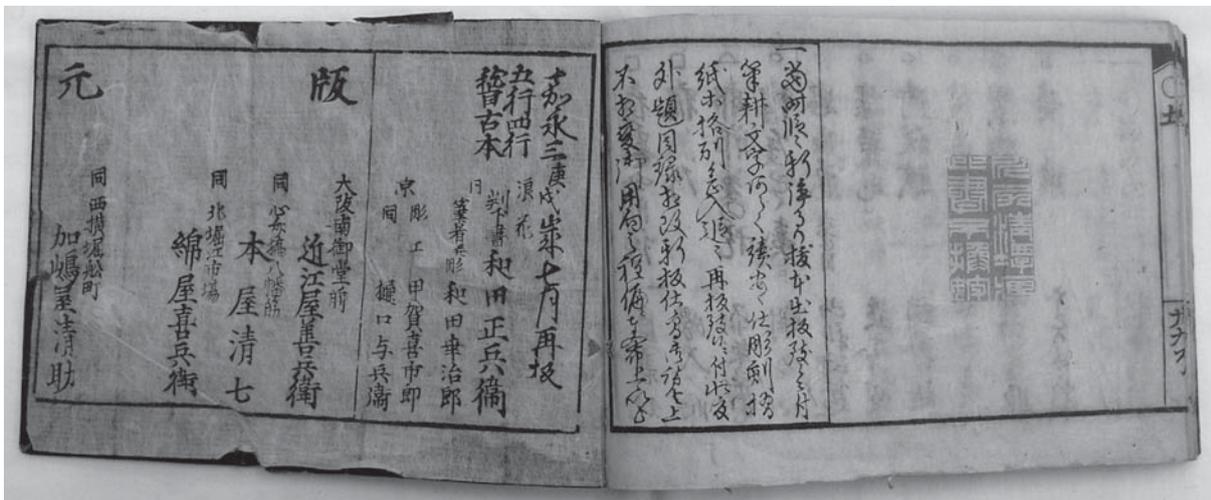
写真49 諸本D・国立歴史民俗博物館本



「五」「十三」丁表

「五」「十二」丁裏

写真50 諸本D・国立歴史民俗博物館本



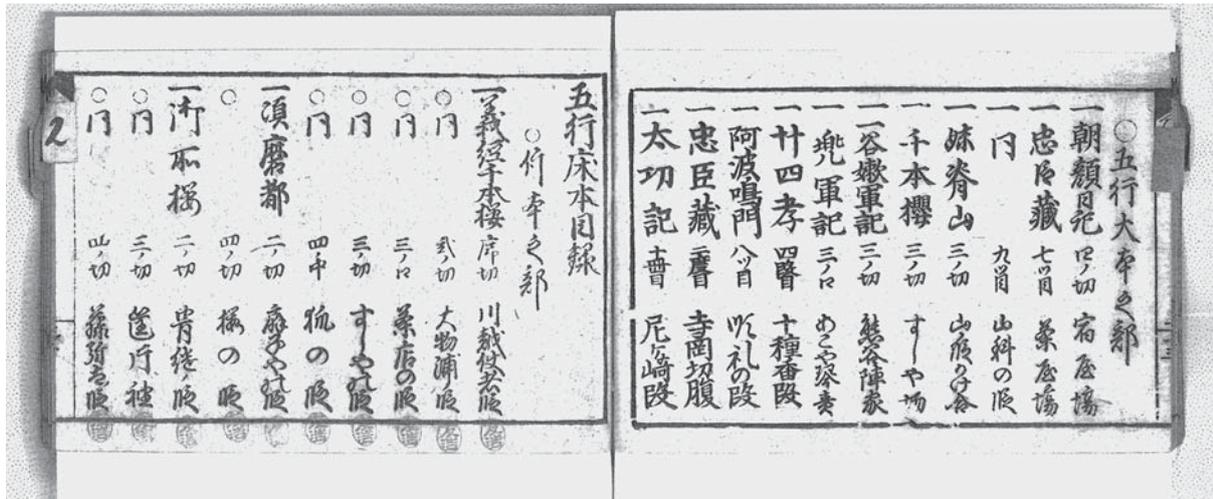
奥付

「五」「廿九了」丁裏

写真51 諸本F・国立歴史民俗博物館本

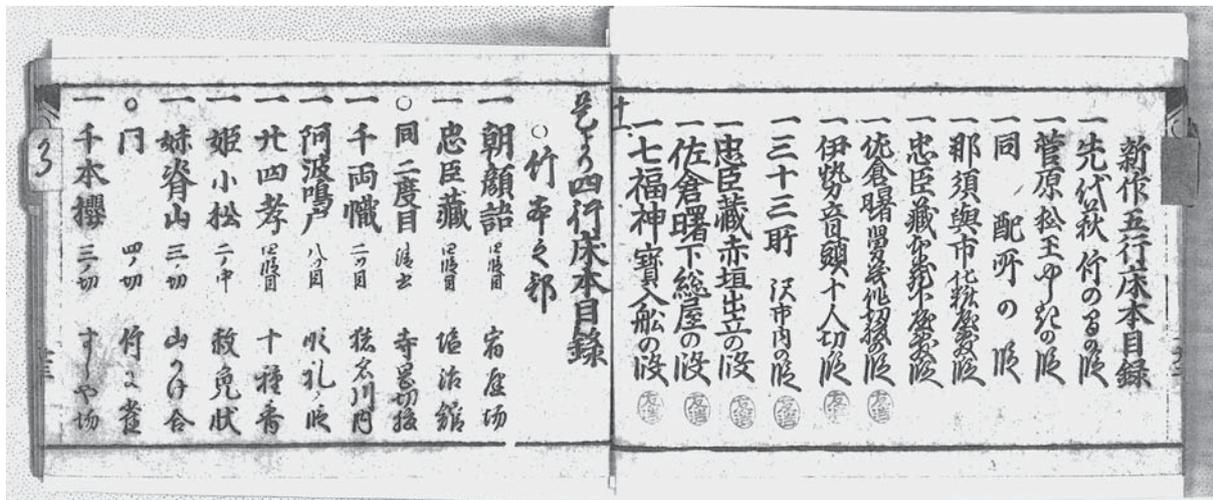


前表紙 (原題簽)



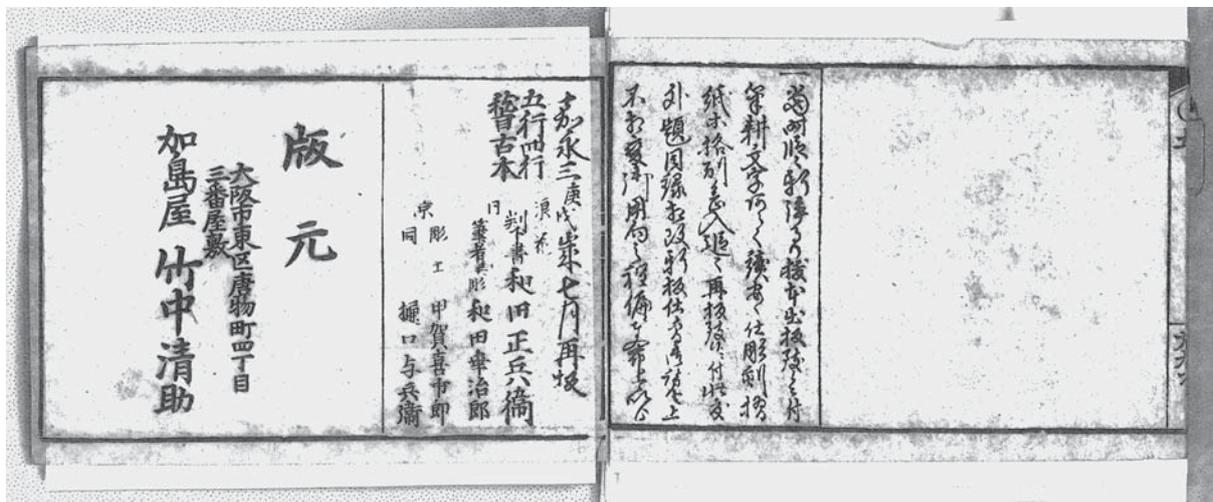
「五」「七」丁表

「九上」「十五」丁裏



「五」「廿三」丁表

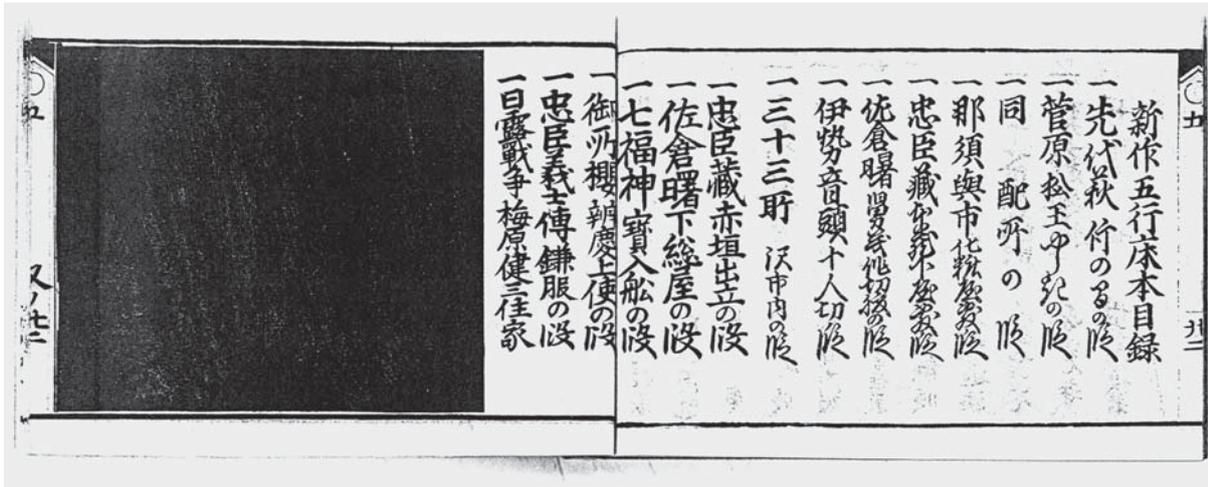
「五」「廿二」丁裏



奥付

「五」「廿九了」丁裏

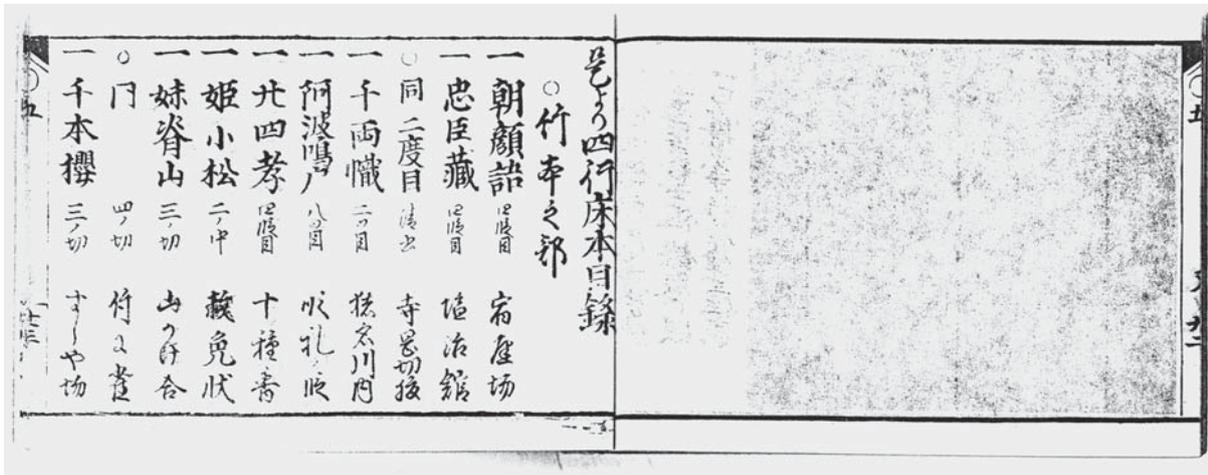
写真58 諸本I・石川県立図書館本



「五」「又ノ廿二」丁表

「五」「廿二」丁裏

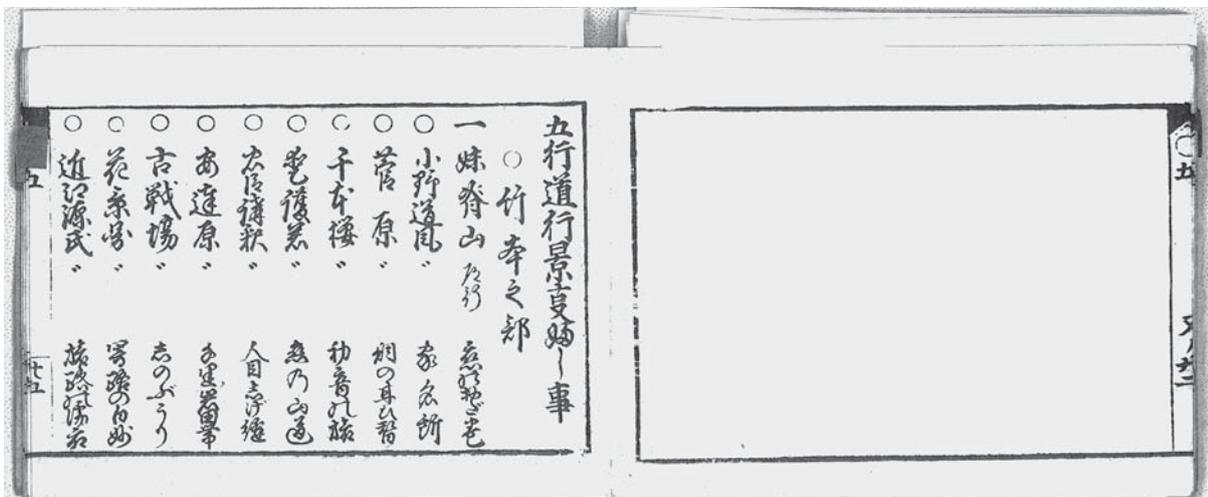
写真59 諸本I・石川県立図書館本



「五」「廿三」丁表

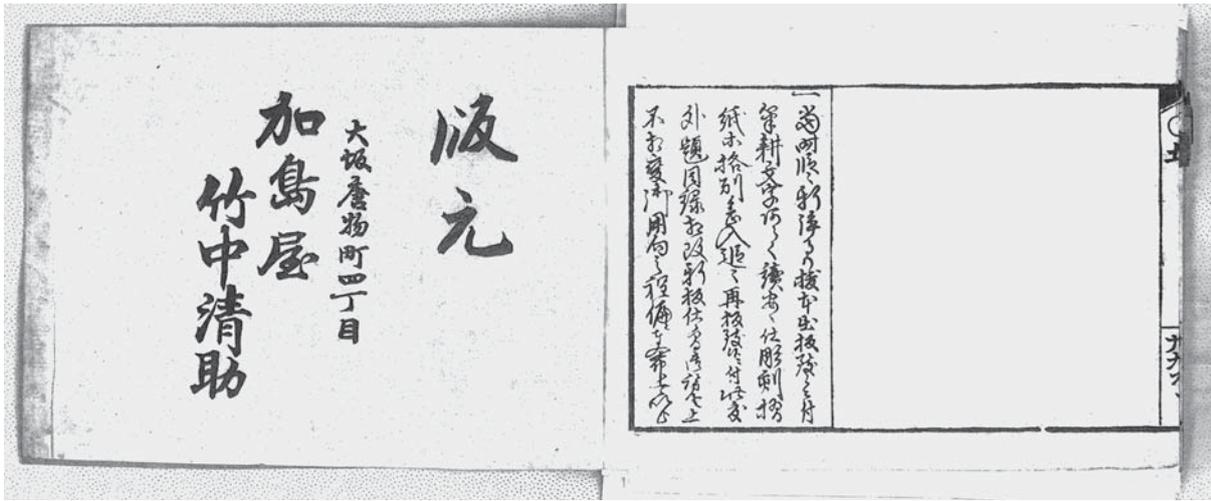
「五」「又ノ廿二」丁裏

写真60 諸本J・国立文楽劇場本



「五」「廿五」丁表

「五」「又ノ廿二」丁裏



奥付

「五」「廿九了」丁裏

図版所蔵先一覧

- 写真1～写真32 米国議会図書館 (HN:218-01911.8-18)
- 写真33～写真50 国立歴史民俗博物館 (H-0604-35)
- 写真51～写真54 国立歴史民俗博物館 (水木家：刊本-437)
- 写真55～写真57 国立文楽劇場 (D1-2)
- 写真58～写真59 石川県立図書館 (李花亭文庫 850-14)
- 写真60～写真61 国立文楽劇場 (D1-3)

所蔵資料の掲載許可を賜りました、米国議会図書館、国立歴史民俗博物館、国立文楽劇場、石川県立図書館(資料掲出順)へ御礼申し上げます。